
第6期大田原市障害者福祉計画
第7期大田原市障害福祉計画
第3期大田原市障害児福祉計画



【基本理念】

「福祉のまちおおたわら」

～障害のある人もない人も共に生きる～



令和6年3月

大田原市

大田原市障害者福祉プラン策定にあたって

障がいのある人を取り巻く環境の変化と、障がい福祉のニーズが多様化している近年、すべての障がいのある人が地域の一員として安心した生活が送れるまちづくりが求められております。

国は、令和3年に「障害者差別解消法」を改正し、行政機関等に加え、すべての事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化しました。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあいながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。



そこで、大田原市では、「福祉のまちおおたわら～障害のある人もない人も共に生きる～」を基本理念とした「第5期大田原市障害者福祉計画・第6期大田原市障害福祉計画・第2期大田原市障害児福祉計画」が令和5年度末をもって終了することから、令和6年度を初年度とした「第6期大田原市障害者福祉計画・第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、障害のある人やそのご家族に対する支援の充実を図るとともに、本人の自己選択を尊重し、支え合い、可能な限り身近な場所において日常生活、社会生活が送れるまちづくりを目指して、本計画に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、「大田原市障害者福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントの中で貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、事業所・関係者の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

大田原市長 相馬 憲一

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 障害のある人を取り巻く現状	9
1 統計データに基づく障害のある人の現状	11
2 アンケート調査結果に基づく障害のある人の状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本目標	38
3 施策の体系	39
4 障害福祉サービス等の体系	40
第4章 障害者計画	41
基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現	43
(1) 相互理解の促進	43
(2) 差別の解消及び権利擁護の推進	45
(3) 虐待防止の推進	47
(4) 福祉教育の充実と交流機会の推進	48
(5) 地域福祉活動の促進	50
基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実	52
(1) 相談支援体制の充実	52
(2) 情報提供の充実	55
(3) 意思疎通支援の充実	56
(4) 障害福祉サービス等の充実	57
(5) 生活を支えるサービスの充実	59
(6) 福祉人材の養成・確保	61

基本目標3 保健・医療の充実	62
(1) 医療・リハビリテーションの充実.....	62
(2) 精神保健福祉施策の充実.....	64
(3) 様々な障害特性への支援.....	66
基本目標4 障害のある児童への支援の充実	68
(1) 切れ目のない支援体制の充実.....	68
(2) 教育の充実.....	71
基本目標5 社会参加の促進	73
(1) 雇用・就労の充実.....	73
(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進.....	76
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	78
(1) バリアフリーの推進.....	78
(2) 防災・防犯対策の推進.....	80
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	83
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標.....	85
2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策.....	96
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	111
第6章 計画の推進体制	117
1 計画の進捗状況の点検・評価.....	119
資料編	121
1 大田原市障害者福祉計画策定委員会運営要綱.....	123
2 計画策定経過.....	127
3 用語解説.....	129

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成31年3月に「第5期大田原市障害者福祉計画」、令和3年3月に「第6期大田原市障害福祉計画・第2期大田原市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障害児者に対する福祉施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障害児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障害のある人の高齢化も進み、障害の重度化、重複化が進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介助者の高齢化も進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態が変化するとともに、地域における介助・支援機能が低下しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質及び量の確保並びに向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していきます。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築し、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するため、「第6期大田原市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■障害者基本法

第11条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法

第88条（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

■児童福祉法

第33条の20（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（第33条の20第4項、第5項省略）

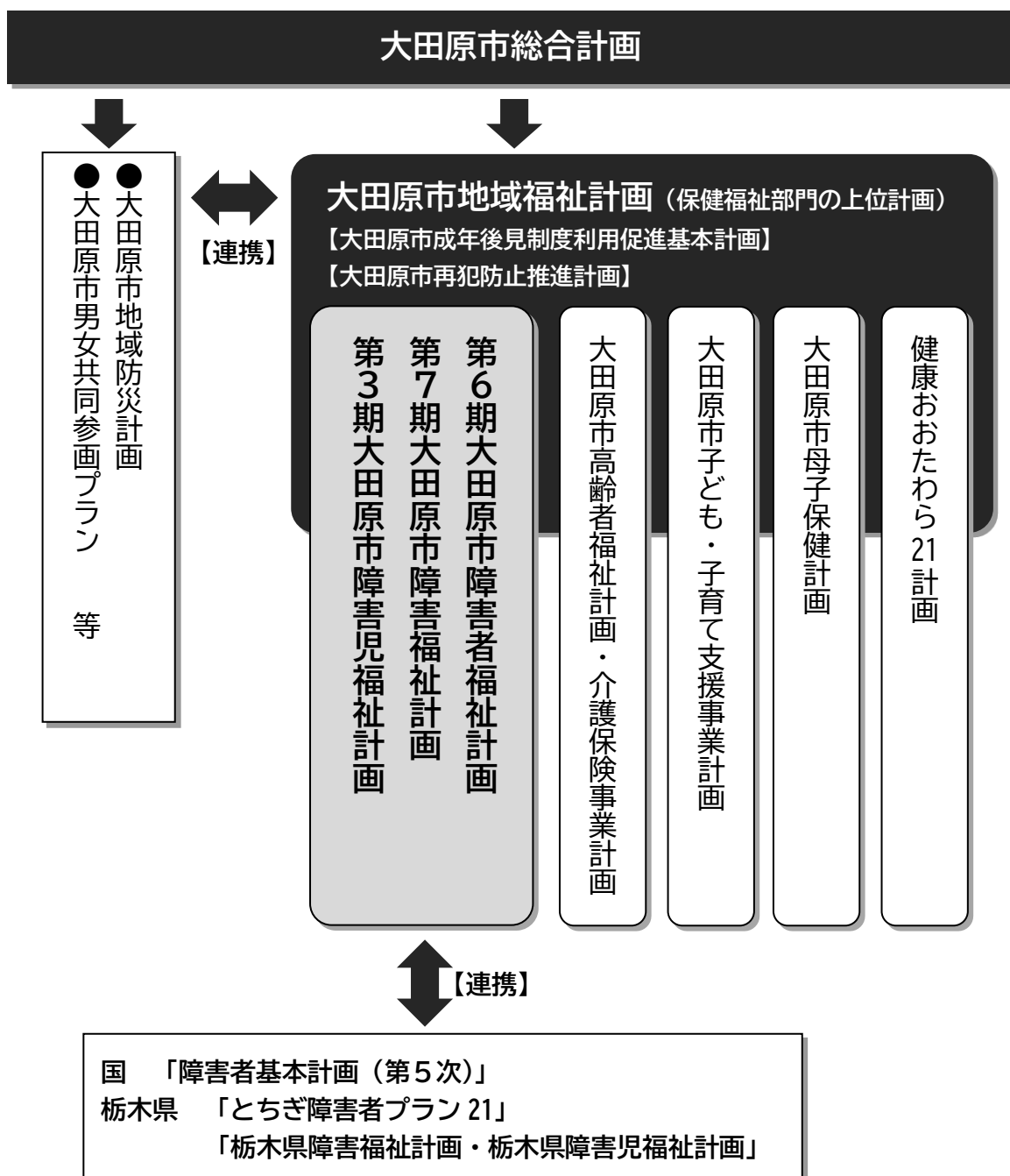
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

※条文は、令和6年3月現在のものを記載しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「大田原市総合計画」をはじめ、保健福祉部門の上位計画の「大田原市地域福祉計画」の下、個別部門計画である「大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大田原市子ども・子育て支援事業計画」、「大田原市母子保健計画」等との整合性を図り策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」、栃木県の「とちぎ障害者プラン21」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」との整合性を図った計画とします。



4 計画の期間

「第6期大田原市障害者福祉計画」の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期大田原市障害福祉計画」、「第3期大田原市障害児福祉計画」の期間については、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者福祉計画	第5期			第6期					
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントの実施等により、本市の障害のある人の生活実態、障害福祉サービス等に対する意見及び現状を把握しました。さらに、策定委員会、検討部会及び地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障害福祉施策についての審議を重ねました。

(1) 大田原市障害者福祉計画策定委員会

保健・医療・福祉関係者、障害当事者団体、学識経験者、教育関係者、行政関係者による策定委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2) 大田原市障害者福祉計画検討部会

障害者施策に係る庁内関係各課による検討部会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(3) 大田原市地域自立支援協議会

指定相談事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育関係者、行政関係者による地域自立支援協議会において、計画内容の検討を行いました。また、障害当事者及び保護者で構成される当事者部会では、障害福祉施策に対する意見等を把握し、計画内容の検討を行いました。

(4) アンケート調査の実施

障害のある人や障害のある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービス等における利用意向等を把握し、今後の障害者施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和4年12月にアンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和5年11月27日から令和5年12月20日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第 2 章

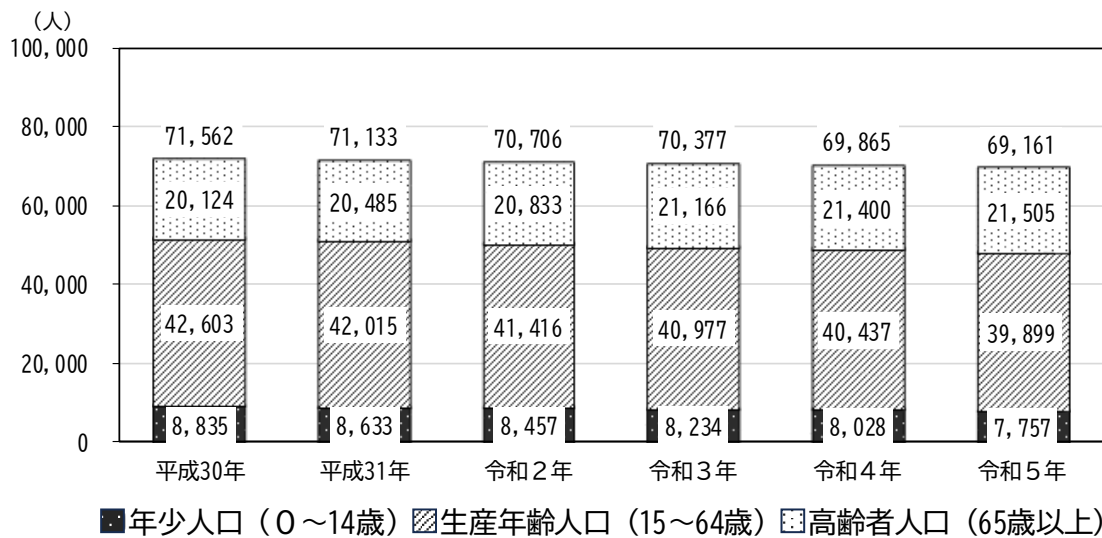
障害のある人を取り巻く現状

1 統計データに基づく障害のある人の現状

(1) 人口の状況

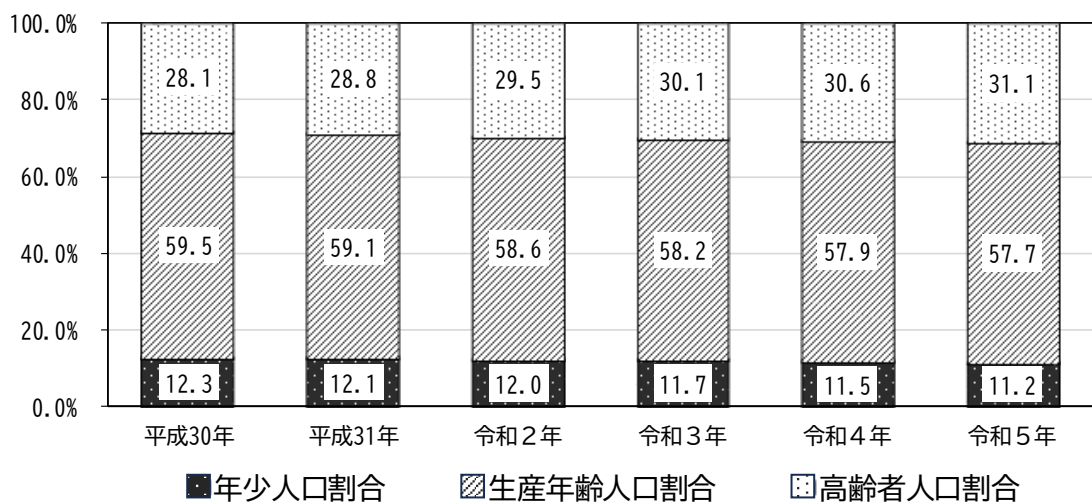
本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和5年で69,161人となっています。
 また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、今後も少子高齢化が進むと予測されます。

<総人口及び年齢3区分別人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<年齢3区分別人口の割合の推移>

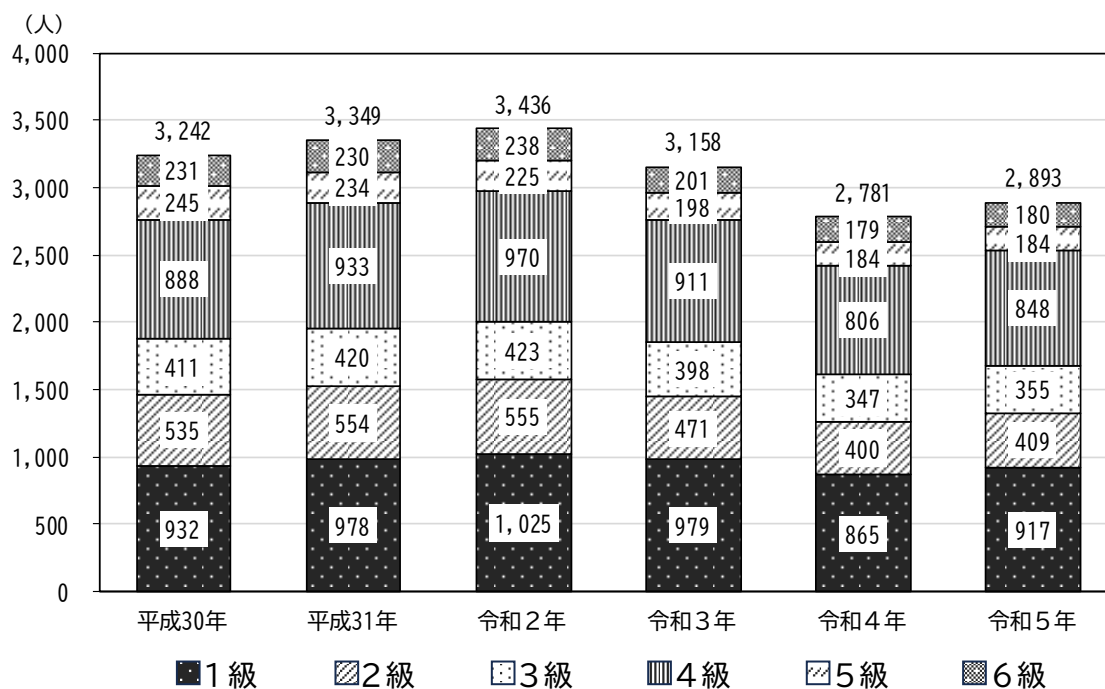


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和5年で2,893人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が約30%で最も多くなっています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>



資料：福祉課（各年4月1日現在）

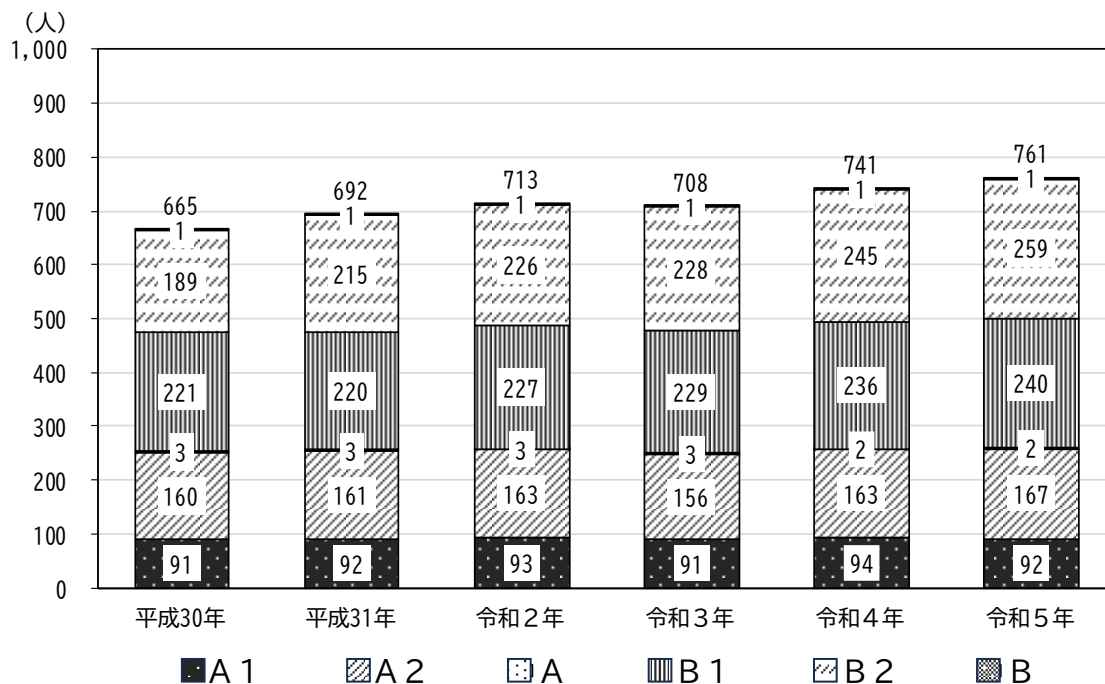
<身体障害者手帳所持者数の推移 等級別>

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級	1級	932 28.7%	978 29.2%	1,025 29.8%	979 31.0%	865 31.1%	917 31.7%
	2級	535 16.5%	554 16.5%	555 16.2%	471 14.9%	400 14.4%	409 14.1%
	3級	411 12.7%	420 12.5%	423 12.3%	398 12.6%	347 12.5%	355 12.3%
	4級	888 27.4%	933 27.9%	970 28.2%	911 28.8%	806 29.0%	848 29.3%
	5級	245 7.6%	234 7.0%	225 6.5%	198 6.3%	184 6.6%	184 6.4%
	6級	231 7.1%	230 6.9%	238 6.9%	201 6.4%	179 6.4%	180 6.2%
合計		3,242	3,349	3,436	3,158	2,781	2,893

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、令和5年で761人となっています。程度別でみると、「B2」が259人で最も多く、次いで「B1」が240人、「A2」が167人となっています。なお、「B1」と「B2」で、全体の65.5%を占める状況となっています。

<療育手帳所持者数の推移>



資料：福祉課（各年4月1日現在）

<療育手帳所持者数の推移 程度別>

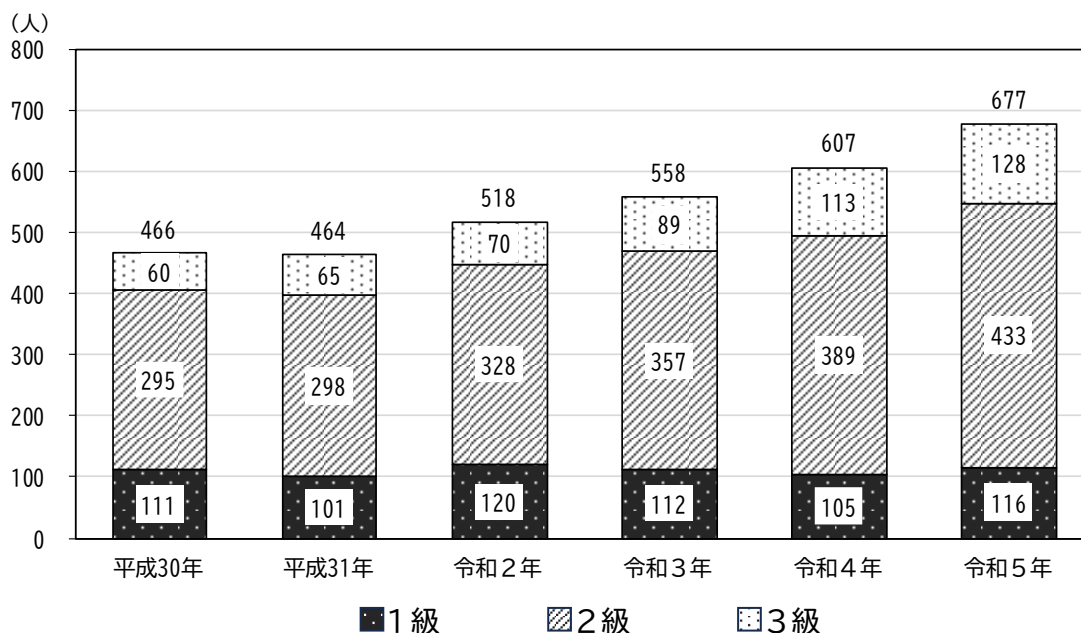
		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
程度	A1	91	92	93	91	94	92
		13.7%	13.3%	13.0%	12.9%	12.7%	12.1%
	A2	160	161	163	156	163	167
		24.1%	23.3%	22.9%	22.0%	22.0%	21.9%
	A	3	3	3	3	2	2
		0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
	B1	221	220	227	229	236	240
33.2%		31.8%	31.8%	32.3%	31.8%	31.5%	
B2	189	215	226	228	245	259	
	28.4%	31.1%	31.7%	32.2%	33.1%	34.0%	
B	1	1	1	1	1	1	
	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
合計		665	692	713	708	741	761

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年で677人となっています。等級別で見ると、「2級」が433人で最も多く、次いで「3級」が128人、「1級」が116人となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者は、令和5年で1,173人となっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



資料：福祉課（各年4月1日現在）

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 等級別>

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級	1級	111	101	120	112	105	116
		23.8%	21.8%	23.2%	20.1%	17.3%	17.1%
	2級	295	298	328	357	389	433
		63.3%	64.2%	63.3%	64.0%	64.1%	64.0%
	3級	60	65	70	89	113	128
		12.9%	14.0%	13.5%	15.9%	18.6%	18.9%
合計		466	464	518	558	607	677

<自立支援医療（精神通院）受給者数の推移>

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神通院）受給者	898	911	964	996	1,118	1,173

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 難病患者の現状

特定疾患の対象は、指定難病と小児慢性特定疾病であり、令和5年4月現在、指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病となります。

令和5年4月1日現在、特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている人は638人で、平成30年と比較すると120人の増加となっています。

<特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者の推移>

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定医療費	447	480	511	562	550	574
小児慢性特定疾病医療費	71	63	65	55	59	64
合計	518	543	576	617	609	638

資料：栃木県（各年4月1日現在）

2 アンケート調査結果に基づく障害のある人の状況

(1) 調査の概要

障害のある人の生活状況や障害福祉サービス等の利用状況・利用意向等を把握するとともに、障害福祉に対する意識や意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

①調査対象者

- 調査対象者：市内在住の障害のある人 500人
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者)

②調査方法・調査期間

- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査期間：令和4年12月7日から令和5年1月24日まで

③回収結果

- 有効回収数：222件（回収率：44.4%）

④調査項目

調査項目は、以下の12項目となります。

- 1 お答えいただく方について
- 2 あなたご自身のことについて
- 3 あなたの障害の状況について
- 4 あなたの介助について
- 5 あなたの日中活動や就労について
- 6 障害のある児童について
- 7 障害福祉サービス等の利用について
- 8 相談について
- 9 差別について
- 10 権利擁護について
- 11 災害時の避難等について
- 12 大田原市のまちづくりについて

(2) 主な調査結果

①現在の暮らしについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が 82.0%で最も高く、次いで「障害者支援施設で暮らしている」が 8.6%、「一人で暮らしている」が 5.0%となっています。

障害種別でみると、知的障害者では、「障害者のグループホームで暮らしている」が 5.6%、「障害者支援施設で暮らしている」が 19.7%と、他の障害種別と比べて高くなっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
一人で暮らしている	5.0%	9.8%	0.0%	0.0%	5.7%	0.0%
家族と暮らしている	82.0%	79.3%	73.2%	75.0%	87.1%	97.1%
障害者のグループホームで暮らしている	2.3%	1.1%	5.6%	4.2%	1.4%	0.0%
障害者支援施設で暮らしている	8.6%	7.6%	19.7%	8.3%	4.3%	0.0%
高齢者施設で暮らしている	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%
病院に入院している	0.9%	1.1%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%
その他	0.5%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	2.9%
無回答	0.5%	1.1%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%

②将来の暮らしについて

将来の暮らしについては、「家族と暮らしたい」が 55.9%で最も高く、次いで「障害者支援施設で暮らしたい」が 16.2%、「一人暮らしをしたい」が 13.5%となっています。

障害種別でみると、知的障害者では、「障害者のグループホームで暮らしたい」が 11.3%、「障害者支援施設で暮らしたい」が 38.0%、精神障害者では、「一人暮らしをしたい」が 20.8%と、他の障害種別と比べて高くなっています。

0～17歳でみると、「家族と暮らしたい」が 60.0%で最も高く、次いで「障害者支援施設で暮らしたい」が 20.0%、「一人暮らしをしたい」が 14.3%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
一人暮らしをしたい	13.5%	17.4%	4.2%	20.8%	7.1%	14.3%
家族と暮らしたい	55.9%	52.2%	36.6%	50.0%	68.6%	60.0%
障害者のグループホームで暮らしたい	4.1%	4.3%	11.3%	0.0%	2.9%	0.0%
障害者支援施設で暮らしたい	16.2%	14.1%	38.0%	16.7%	5.7%	20.0%
高齢者施設で暮らしたい	1.8%	2.2%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%
その他	4.5%	3.3%	5.6%	12.5%	5.7%	2.9%
無回答	4.1%	6.5%	4.2%	0.0%	5.7%	2.9%

③介助者の年齢について

介助者の年齢については、「40～49歳」が28.6%で最も高く、次いで「60～69歳」が25.5%、「50～59歳」が23.5%となっています。

障害種別でみると、介助者の年齢が60歳以上の割合は、身体障害者が55.2%、知的障害者が32.0%、精神障害者が70.0%、難病患者が50.0%となっています。

0～17歳でみると、「40～49歳」が65.6%で最も高く、次いで「30～39歳」が28.1%、「50～59歳」が6.3%となっています。

	全体 n=98	身体障害者 n=38	知的障害者 n=50	精神障害者 n=10	難病患者 n=20	0～17歳 n=32
20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20～29歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30～39歳	11.2%	5.3%	6.0%	0.0%	5.0%	28.1%
40～49歳	28.6%	10.5%	32.0%	10.0%	20.0%	65.6%
50～59歳	23.5%	26.3%	28.0%	20.0%	20.0%	6.3%
60～69歳	25.5%	44.7%	28.0%	40.0%	30.0%	0.0%
70歳以上	9.2%	10.5%	4.0%	30.0%	20.0%	0.0%
無回答	2.0%	2.6%	2.0%	0.0%	5.0%	0.0%

④外出時の困りごとについて

外出時の困りごとについては、「公共交通機関が少ない（ない）」が19.0%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が18.0%、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」が17.5%となっています。

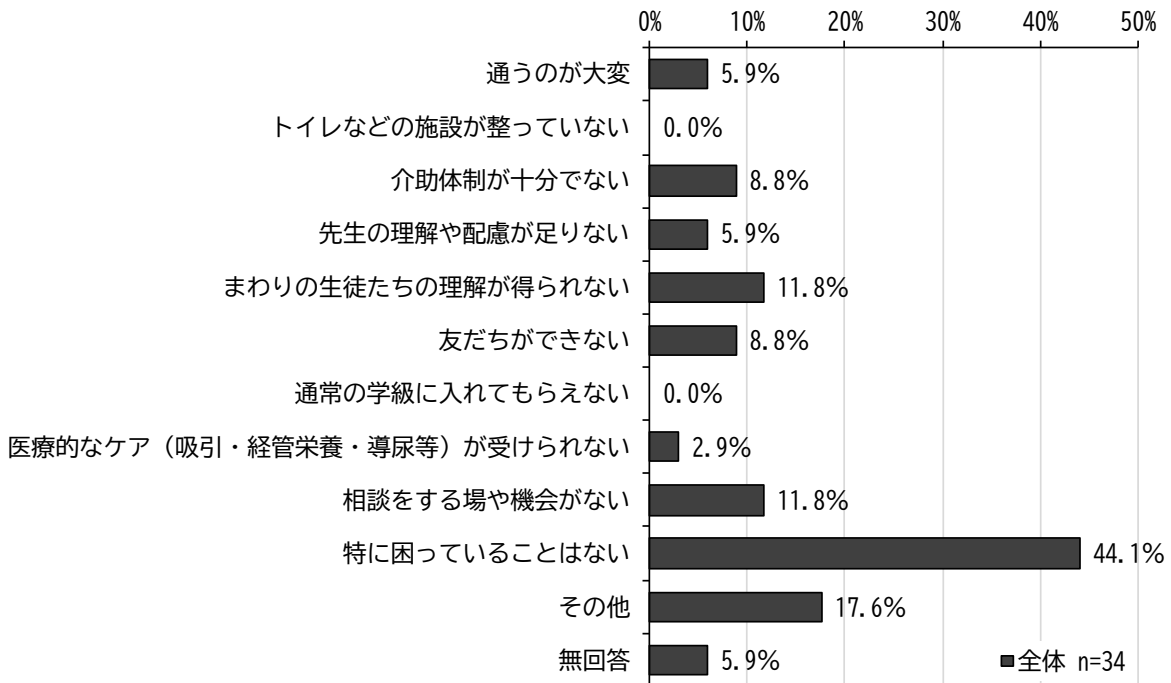
障害種別で見ると、身体障害者では、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」、知的障害者では、「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者では、「外出にお金がかかる」、難病患者では、「発作など突然の身体の変化が心配」の割合が最も高くなっています。

0～17歳で見ると、「困った時にどうすればいいのか心配」が32.4%で最も高く、次いで「周囲の目が気になる」が23.5%、「外出にお金がかかる」が17.6%となっています。

	全体 n=211	身体障害者 n=88	知的障害者 n=69	精神障害者 n=20	難病患者 n=68	0～17歳 n=34
公共交通機関が少ない（ない）	19.0%	20.5%	15.9%	20.0%	19.1%	8.8%
列車やバスの乗り降りが困難	9.5%	17.0%	8.7%	5.0%	8.8%	0.0%
道路や駅に階段や段差が多い	9.0%	17.0%	7.2%	5.0%	10.3%	2.9%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	5.7%	6.8%	8.7%	15.0%	1.5%	2.9%
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	17.5%	22.7%	26.1%	0.0%	13.2%	5.9%
介助者が確保できない	5.2%	6.8%	8.7%	5.0%	0.0%	2.9%
外出にお金がかかる	11.4%	11.4%	15.9%	25.0%	8.8%	17.6%
周囲の目が気になる	10.4%	6.8%	15.9%	20.0%	10.3%	23.5%
発作など突然の身体の変化が心配	12.3%	14.8%	13.0%	20.0%	20.6%	2.9%
困った時にどうすればいいのか心配	18.0%	11.4%	30.4%	20.0%	11.8%	32.4%
その他	8.1%	8.0%	8.7%	5.0%	10.3%	14.7%
無回答	33.6%	30.7%	14.5%	40.0%	36.8%	26.5%

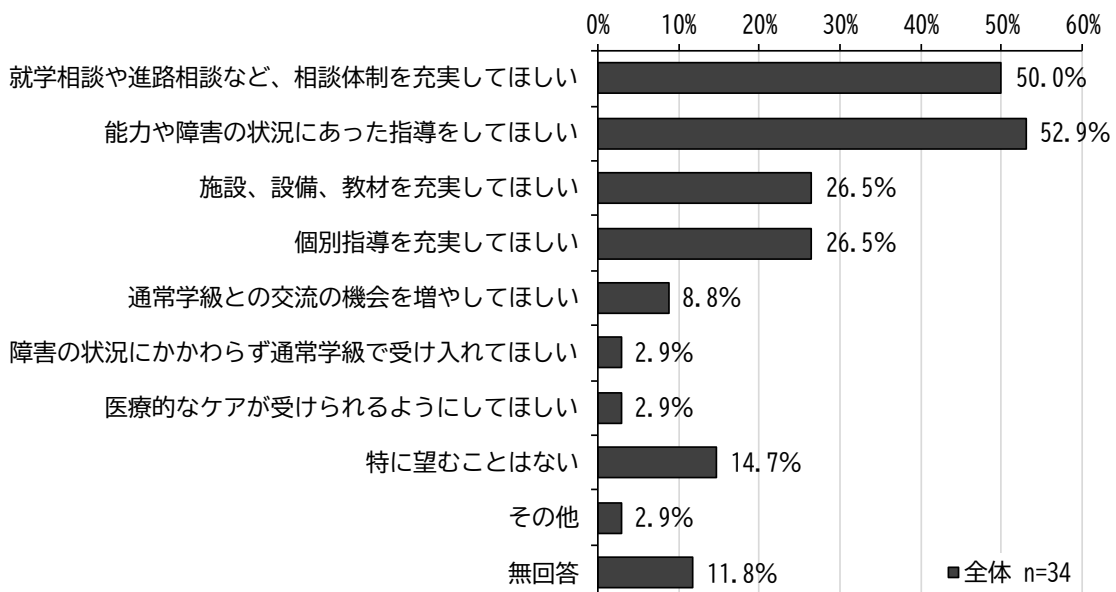
⑤ 幼稚園・学校などに通っているの困りごと

幼稚園・学校などに通っているの困りごとについては、「まわりの生徒たちの理解が得られない」、「相談をする場や機会がない」がともに11.8%で最も高く、次いで「介助体制が十分でない」、「友だちができない」がともに8.8%となっています。



⑥ 幼稚園・学校などに望むこと

幼稚園・学校などに望むことについては、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が52.9%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が50.0%、「施設、設備、教材を充実してほしい」、「個別指導を充実してほしい」がともに26.5%となっています。



⑦就労支援として必要だと思うこと

就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障害者への理解」が52.5%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が50.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が45.4%となっています。

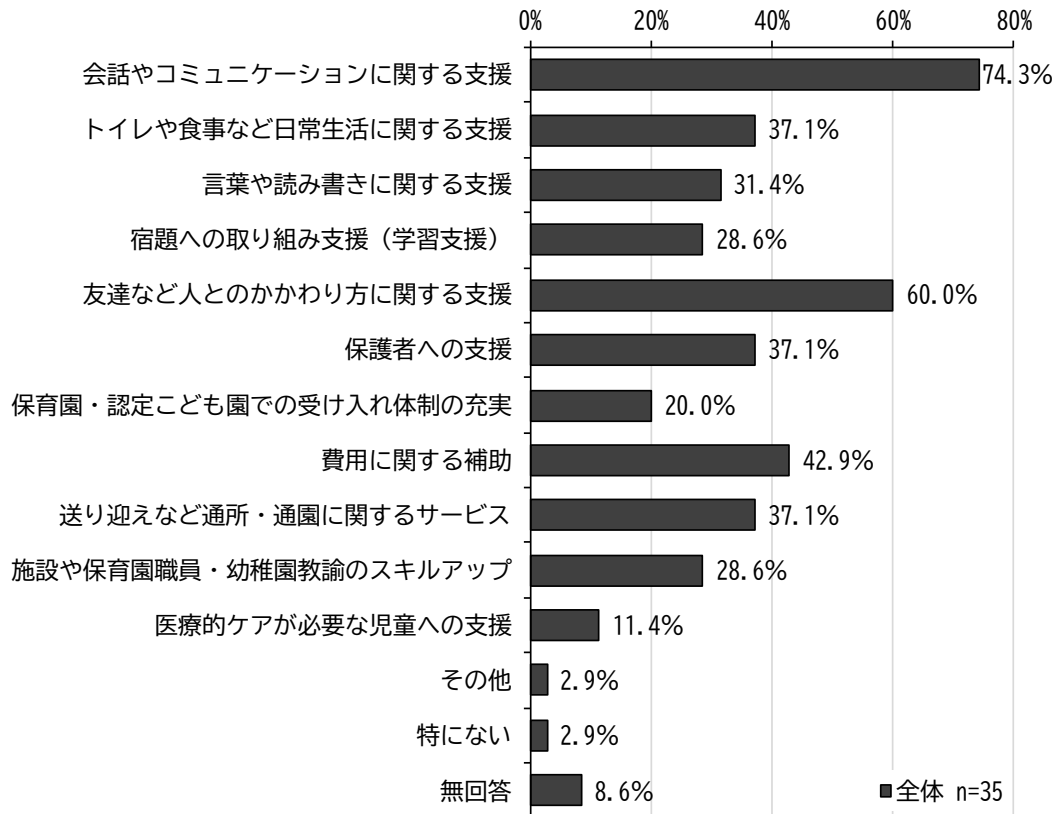
障害種別でみると、身体障害者では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、知的障害者、精神障害者、難病患者では、「職場の障害者への理解」の割合が最も高くなっています。

また、難病患者では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「在宅勤務の拡充」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「企業ニーズにあった就労訓練」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。

	全体 n=183	身体障害者 n=89	知的障害者 n=51	精神障害者 n=24	難病患者 n=67	0~17歳 n=0
通勤手段の確保	35.5%	38.2%	45.1%	37.5%	35.8%	-
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	25.7%	27.0%	21.6%	8.3%	31.3%	-
短時間勤務や勤務日数等の配慮	45.4%	47.2%	31.4%	37.5%	55.2%	-
在宅勤務の拡充	24.0%	21.3%	13.7%	12.5%	37.3%	-
職場の障害者への理解	52.5%	44.9%	54.9%	54.2%	61.2%	-
職場の上司や同僚に障害の理解があること	50.3%	41.6%	47.1%	50.0%	58.2%	-
職場で介助や援助等が受けられること	24.6%	18.0%	33.3%	25.0%	28.4%	-
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	19.1%	16.9%	21.6%	16.7%	22.4%	-
企業ニーズにあった就労訓練	16.9%	13.5%	13.7%	8.3%	23.9%	-
仕事についての職場外での相談対応、支援	23.5%	20.2%	17.6%	20.8%	26.9%	-
その他	3.3%	4.5%	2.0%	8.3%	4.5%	-
無回答	18.6%	18.0%	25.5%	16.7%	14.9%	-

⑧お子さんが受けている支援等で充実させるべきと思うこと

お子さんが受けている支援等で充実させるべきと思うことについては、「会話やコミュニケーションに関する支援」が74.3%で最も高く、次いで「友達など人とのかかわり方に関する支援」が60.0%、「費用に関する補助」が42.9%となっています。



⑨障害福祉サービス等の利用状況及び5年後の利用意向について

障害福祉サービス等の利用状況及び5年後の利用意向について、障害種別及び0～17歳の結果の上位3位までをまとめたものが下表となっています。

<障害福祉サービスの利用状況及び5年後の利用意向>

■身体障害者 n=92

	1位	2位	3位
利用状況	計画相談支援 23.9%	生活介護 13.0%	短期入所（ショートステイ） 10.9%
5年後の利用意向	計画相談支援 20.7%	生活介護 16.3%	居宅介護（ホームヘルプ） 短期入所（ショートステイ） 13.0%

■知的障害者 n=71

	1位	2位	3位
利用状況	計画相談支援 59.2%	生活介護 42.3%	放課後等デイサービス 29.6%
5年後の利用意向	計画相談支援 39.4%	生活介護 35.2%	施設入所支援 31.0%

■精神障害者 n=24

	1位	2位	3位
利用状況	計画相談支援 29.2%	生活介護 20.8%	就労継続支援（B型） 16.7%
5年後の利用意向	計画相談支援 29.2%	生活介護 16.7%	短期入所（ショートステイ） 施設入所支援 地域移行支援 12.5%

■難病患者 n=70

	1位	2位	3位
利用状況	計画相談支援 14.3%	自立訓練（機能訓練） 5.7%	居宅介護（ホームヘルプ） 生活介護 就労継続支援（B型） 4.3%
5年後の利用意向	計画相談支援 14.3%	重度障害者等包括支援 10.0%	居宅介護（ホームヘルプ） 自立訓練（機能訓練） 8.6%

■0～17歳 n=35

	1位	2位	3位
利用状況	放課後等デイサービス 80.0%	計画相談支援 40.0%	児童発達支援 34.3%
5年後の利用意向	放課後等デイサービス 42.9%	計画相談支援 22.9%	自立訓練（生活訓練） 20.0%

<地域生活支援事業の利用状況及び5年後の利用意向>

■身体障害者 n=92

	1位	2位	3位
利用状況	福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付 16.3%	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療) 9.8%	相談支援事業(一般的な相談) 日常生活用具給付事業 7.6%
5年後の利用意向	福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付 29.3%	緊急の短期入所受け入れ 15.2%	相談支援事業(一般的な相談) 14.1%

■知的障害者 n=71

	1位	2位	3位
利用状況	日中一時支援事業 26.8%	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療) 14.1%	相談支援事業(一般的な相談) 緊急の短期入所受け入れ 7.0%
5年後の利用意向	緊急の短期入所受け入れ 22.5%	日中一時支援事業 18.3%	成年後見制度利用支援事業 16.9%

■精神障害者 n=24

	1位	2位	3位
利用状況	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療) 41.7%	福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付 16.7%	成年後見制度利用支援事業 12.5%
5年後の利用意向	福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付 29.2%	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療) 20.8%	相談支援事業(一般的な相談) 移動支援事業 16.7%

■難病患者 n=70

	1位	2位	3位
利用状況	相談支援事業(一般的な相談) 日常生活用具給付事業 5.7%	福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療) 4.3%	日中一時支援事業 訪問入浴 2.9%
5年後の利用意向	福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付 17.1%	相談支援事業(一般的な相談) 11.4%	日常生活用具給付事業 10.0%

■0～17歳 n=35

	1位	2位	3位
利用状況	日中一時支援事業 25.7%	相談支援事業(一般的な相談) 8.6%	日常生活用具給付事業 緊急の短期入所受け入れ 2.9%
5年後の利用意向	相談支援事業(一般的な相談) 20.0%	日中一時支援事業 緊急の短期入所受け入れ 17.1%	日常生活用具給付事業 グループホーム体験 福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付 8.6%

⑩障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先について

障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「インターネット」が29.7%で最も高く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が26.6%、「かかりつけの医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職」が23.4%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、精神障害者では、「かかりつけの医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職」、知的障害者では、「サービス事業所の人や施設職員」、難病患者では、「インターネット」の割合が最も高くなっています。また、精神障害者では、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。

0～17歳でみると、「サービス事業所の人や施設職員」が48.6%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が40.0%、「インターネット」、「かかりつけの医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職」がともに37.1%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	22.1%	19.6%	22.5%	12.5%	22.9%	17.1%
「広報おたわら」などの広報誌	23.0%	19.6%	12.7%	20.8%	32.9%	22.9%
インターネット	29.7%	25.0%	14.1%	8.3%	42.9%	37.1%
大田原市ホームページ	17.6%	20.7%	9.9%	0.0%	28.6%	2.9%
SNS (LINE・Facebook・Twitter等)	9.9%	8.7%	1.4%	0.0%	17.1%	14.3%
家族や親せき、友人・知人	21.6%	14.1%	26.8%	12.5%	15.7%	40.0%
サービス事業所の人や施設職員	26.6%	25.0%	53.5%	29.2%	12.9%	48.6%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	7.2%	9.8%	8.5%	16.7%	7.1%	11.4%
行政機関の相談窓口 (市役所、栃木県県北健康福祉センター)	12.6%	16.3%	9.9%	4.2%	11.4%	11.4%
大田原市障害者相談支援センター	5.9%	8.7%	4.2%	16.7%	7.1%	8.6%
地域生活支援センター「ゆずり葉」	1.4%	2.2%	1.4%	4.2%	0.0%	0.0%
県北手話通訳派遣協会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
かかりつけの医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職	23.4%	26.1%	12.7%	37.5%	24.3%	37.1%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	7.2%	12.0%	4.2%	29.2%	5.7%	0.0%
障がい児者等保護者会など	3.2%	0.0%	8.5%	4.2%	0.0%	0.0%
障害者相談員 (ピアカウンセリング)	1.8%	4.3%	2.8%	4.2%	2.9%	2.9%
民生委員・児童委員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
情報が得られない	3.6%	3.3%	2.8%	4.2%	1.4%	5.7%
その他	4.5%	4.3%	4.2%	4.2%	4.3%	8.6%
無回答	8.1%	10.9%	7.0%	8.3%	8.6%	2.9%

⑪コミュニケーションをとる上での困りごとについて

情報の入手時やコミュニケーションをとる上での困りごとについては、「うまく質問できない、伝えられない」が23.9%で最も高く、次いで「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」が18.5%、「相手の話す内容がわかりにくい」が12.2%となっています。

障害種別でみると、すべての障害種別で「うまく質問できない、伝えられない」の割合が最も高くなっています。また、知的障害者、精神障害者では、「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。なお、「特に困ることはない」は、身体障害者で約4割、難病患者で約5割と、他の障害種別と比べて高くなっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
案内表示がわかりにくい	6.3%	6.5%	9.9%	4.2%	2.9%	8.6%
音声情報や文字情報が少ない	3.2%	3.3%	4.2%	8.3%	1.4%	2.9%
パソコンやスマートフォンが使えない	10.4%	15.2%	16.9%	25.0%	8.6%	5.7%
手話通訳、要約筆記者の数が少ない	1.4%	2.2%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる	18.5%	10.9%	38.0%	29.2%	10.0%	22.9%
うまく質問できない、伝えられない	23.9%	16.3%	39.4%	41.7%	11.4%	25.7%
読むことが難しかったり、文章表現がわかりにくい	11.7%	12.0%	19.7%	8.3%	5.7%	8.6%
相手の話す内容がわかりにくい	12.2%	13.0%	19.7%	16.7%	5.7%	17.1%
特に困ることはない	39.2%	39.1%	18.3%	16.7%	52.9%	37.1%
その他	2.7%	1.1%	5.6%	0.0%	1.4%	8.6%
無回答	18.9%	23.9%	16.9%	20.8%	17.1%	11.4%

⑫差別や嫌な思いをしたことについて

差別や嫌な思いをしたことについては、「ない」が38.3%で最も高く、次いで「少しある」が31.1%、「ある」が18.5%となっています。

障害種別でみると、「ある」は、身体障害者が20.7%、知的障害者が25.4%、精神障害者が25.0%、難病患者が15.7%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
ある	18.5%	20.7%	25.4%	25.0%	15.7%	34.3%
少しある	31.1%	31.5%	36.6%	20.8%	31.4%	20.0%
ない	38.3%	37.0%	23.9%	37.5%	38.6%	40.0%
無回答	12.2%	10.9%	14.1%	16.7%	14.3%	5.7%

⑬差別や嫌な思いをした場所や出来事について

差別や嫌な思いをした場所や出来事については、「外出先(買い物等)」が50.0%で最も高く、次いで「病院などの医療機関」が24.5%、「学校」が21.8%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、知的障害者では、「外出先(買い物等)」、精神障害者では、「病院などの医療機関」、難病患者では、「仕事場」、「外出先(買い物等)」の割合が最も高くなっています。

	全体 n=110	身体障害者 n=48	知的障害者 n=44	精神障害者 n=11	難病患者 n=33	0～17歳 n=19
幼稚園・保育園	10.0%	2.1%	13.6%	9.1%	12.1%	42.1%
学校	21.8%	16.7%	27.3%	45.5%	24.2%	42.1%
仕事場	19.1%	16.7%	4.5%	27.3%	33.3%	5.3%
仕事を探すとき	12.7%	14.6%	0.0%	27.3%	15.2%	0.0%
外出先(買い物等)	50.0%	45.8%	63.6%	18.2%	33.3%	52.6%
余暇を楽しむとき	15.5%	18.8%	13.6%	9.1%	12.1%	26.3%
病院などの医療機関	24.5%	29.2%	15.9%	54.5%	30.3%	10.5%
住んでいる地域	19.1%	18.8%	18.2%	36.4%	9.1%	31.6%
その他	2.7%	4.2%	2.3%	0.0%	3.0%	0.0%
無回答	0.9%	2.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%

⑭成年後見制度の認知度について

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が34.2%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.2%、「名前も内容も知っている」が28.8%となっています。

障害種別でみると、「名前も内容も知っている」は、身体障害者が29.3%、知的障害者が26.8%、精神障害者が16.7%、難病患者が31.4%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
名前も内容も知っている	28.8%	29.3%	26.8%	16.7%	31.4%	37.1%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	30.2%	31.5%	31.0%	45.8%	28.6%	28.6%
名前も内容も知らない	34.2%	31.5%	38.0%	29.2%	32.9%	34.3%
無回答	6.8%	7.6%	4.2%	8.3%	7.1%	0.0%

⑮成年後見制度の利用意向について

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が45.0%で最も高く、次いで「考えていない」が37.4%、「考えている」が11.3%となっています。

障害種別でみると、「考えている」は、身体障害者が12.0%、知的障害者が19.7%、精神障害者が20.8%、難病患者が7.1%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
考えている	11.3%	12.0%	19.7%	20.8%	7.1%	8.6%
考えていない	37.4%	35.9%	28.2%	33.3%	45.7%	31.4%
わからない	45.0%	45.7%	49.3%	41.7%	37.1%	57.1%
無回答	6.3%	6.5%	2.8%	4.2%	10.0%	2.9%

⑩災害時の困りごとについて

災害時の困りごとについては、「投薬や治療が受けられない」が49.1%で最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が41.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.9%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、精神障害者、難病患者では、「投薬や治療が受けられない」、知的障害者では、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が最も高くなっています。また、知的障害者では、「救助を求めることができない」、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」、「避難場所で、障害の理解が得られるか不安」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。

0～17歳でみると、「避難場所で、障害の理解が得られるか不安」が51.4%で最も高く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が45.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」がともに40.0%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
投薬や治療が受けられない	49.1%	57.6%	43.7%	54.2%	62.9%	14.3%
補装具の使用が困難になる	7.2%	16.3%	8.5%	0.0%	1.4%	0.0%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	9.9%	19.6%	11.3%	8.3%	7.1%	2.9%
救助を求めることができない	27.0%	29.3%	59.2%	25.0%	8.6%	34.3%
安全なところまで、迅速に避難することができない	36.9%	52.2%	53.5%	33.3%	27.1%	40.0%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	16.7%	16.3%	31.0%	8.3%	7.1%	22.9%
周囲とコミュニケーションがとれない	32.9%	28.3%	67.6%	41.7%	10.0%	45.7%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	41.4%	47.8%	52.1%	33.3%	35.7%	40.0%
避難場所で、障害の理解が得られるか不安	34.7%	31.5%	59.2%	33.3%	20.0%	51.4%
その他	2.7%	3.3%	4.2%	4.2%	1.4%	5.7%
特になし	6.8%	4.3%	1.4%	4.2%	5.7%	8.6%
無回答	5.9%	7.6%	2.8%	4.2%	7.1%	0.0%

⑰障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うこと

障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うことについては、「働く場の確保」が39.2%で最も高く、次いで「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が37.8%、「介護の必要な重度の障害児者のための入所施設の整備（施設入所支援により日中は生活介護や訓練を受け、夜間は介護を受けながら暮らす場等）」が36.9%、「リハビリ（機能回復訓練）・生活訓練・職業訓練などの通所施設（生活介護、就労継続支援等）の整備」が35.1%、「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」が31.1%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者では、「介護の必要な重度の障害児者のための入所施設の整備（施設入所支援により日中は生活介護や訓練を受け、夜間は介護を受けながら暮らす場等）」、難病患者では、「働く場の確保」の割合が最も高くなっています。また、知的障害者では、「災害時における障害児者の避難誘導體制の確立と安心安全の確保」、難病患者では、「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。

0～17歳でみると、「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が65.7%で最も高く、次いで「教育の充実」、「働く場の確保」がともに54.3%、「リハビリ（機能回復訓練）・生活訓練・職業訓練などの通所施設（生活介護、就労継続支援等）の整備」が48.6%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0～17歳 n=35
市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実	37.8%	32.6%	38.0%	33.3%	37.1%	65.7%
身近な地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備	23.4%	21.7%	26.8%	29.2%	27.1%	34.3%
居宅介護（ホームヘルプ）等訪問系サービス実施促進	19.8%	17.4%	14.1%	12.5%	30.0%	8.6%
介護の必要な重度の障害児者のための入所施設の整備	36.9%	35.9%	42.3%	50.0%	40.0%	28.6%
リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	35.1%	30.4%	29.6%	41.7%	41.4%	48.6%
教育の充実	25.7%	13.0%	25.4%	8.3%	30.0%	54.3%
働く場の確保	39.2%	31.5%	31.0%	33.3%	51.4%	54.3%
障害児者も参加しやすいスポーツ・余暇活動の援助や施設の整備	19.4%	10.9%	19.7%	16.7%	17.1%	40.0%
障害児者と市民がふれあう機会や場の充実	16.2%	9.8%	21.1%	25.0%	18.6%	22.9%
障害児者に配慮した道路・建物・駅などの整備	28.8%	27.2%	28.2%	20.8%	32.9%	25.7%
障害児者に配慮した住宅の整備	20.7%	18.5%	18.3%	25.0%	24.3%	20.0%
災害時における障害児者の避難誘導体制の確立と安心安全の確保	27.9%	26.1%	39.4%	16.7%	27.1%	31.4%
社会福祉の専門的な人材の確保・養成	28.8%	20.7%	35.2%	25.0%	31.4%	34.3%
福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実	31.1%	29.3%	29.6%	25.0%	35.7%	34.3%
ボランティア活動の促進と地域福祉活動の充実	13.5%	12.0%	15.5%	8.3%	14.3%	11.4%
障害児者に配慮した旅館・ホテル等の観光施設の改善、整備	19.4%	20.7%	19.7%	20.8%	25.7%	17.1%
生活訓練を支援するための福祉作業所の整備	22.1%	10.9%	26.8%	20.8%	24.3%	45.7%
公共交通の運賃の割引	28.8%	30.4%	15.5%	33.3%	38.6%	22.9%
障害者スポーツの普及、指導員の養成	10.8%	6.5%	5.6%	16.7%	15.7%	8.6%
その他	5.9%	4.3%	4.2%	0.0%	8.6%	8.6%
無回答	10.4%	10.9%	4.2%	8.3%	15.7%	5.7%

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的である旨を規定しています。

本市では、大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」の基本政策「障害者にやさしいまちづくりの推進」を掲げ、障害者に対する正しい理解と認識を深め、安心して暮らせる地域づくりに努めるとともに、障害に配慮した情報の提供と相談体制の仕組みを整え、利用者本位のサービスの提供と就労支援の強化を図っているところです。

本計画は、共生社会の実現への思いを込めて、第5期計画を継承し、「福祉のまちおおたわら～障害のある人もない人も共に生きる～」を基本理念に掲げ、各種施策や取組を進めていきます。



【基本理念】

「福祉のまちおおたわら」
～障害のある人もない人も共に生きる～

2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の6つの基本目標に基づき、施策を展開します。

基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

地域共生社会の実現に向け、障害のある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁を取り除くための取組を推進するとともに、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動及び権利擁護支援の推進を図ります。

基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障害のある人が地域で自分らしい生活を継続できるように、相談支援体制の充実をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

基本目標3 保健・医療の充実

障害のある人が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるよう、障害の早期発見・早期治療、さらには障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

基本目標4 障害のある児童への支援の充実

障害などにより支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていけるよう障害児の支援体制の充実を図ります。

基本目標5 社会参加の促進

障害のある人一人ひとりが適性と能力を活かして仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労の促進を図ります。

また、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには社会参加をするために必要な移動支援や情報提供等の充実に努めます。

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障害のある人が地域で安全かつ快適に暮らすため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるよう、日頃から地域の見守りや防災等の対策を推進します。

3 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

福祉のまちおおたわら〜障害のある人もない人も共に生きる〜

1. 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

- (1) 相互理解の促進
- (2) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (3) 虐待防止の推進
- (4) 福祉教育の充実と交流機会の推進
- (5) 地域福祉活動の促進

2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 障害福祉サービス等の充実
- (5) 生活を支えるサービスの充実
- (6) 福祉人材の養成・確保

3. 保健・医療の充実

- (1) 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 精神保健福祉施策の充実
- (3) 様々な障害特性への支援

4. 障害のある児童への支援の充実

- (1) 切れ目のない支援体制の充実
- (2) 教育の充実

5. 社会参加の促進

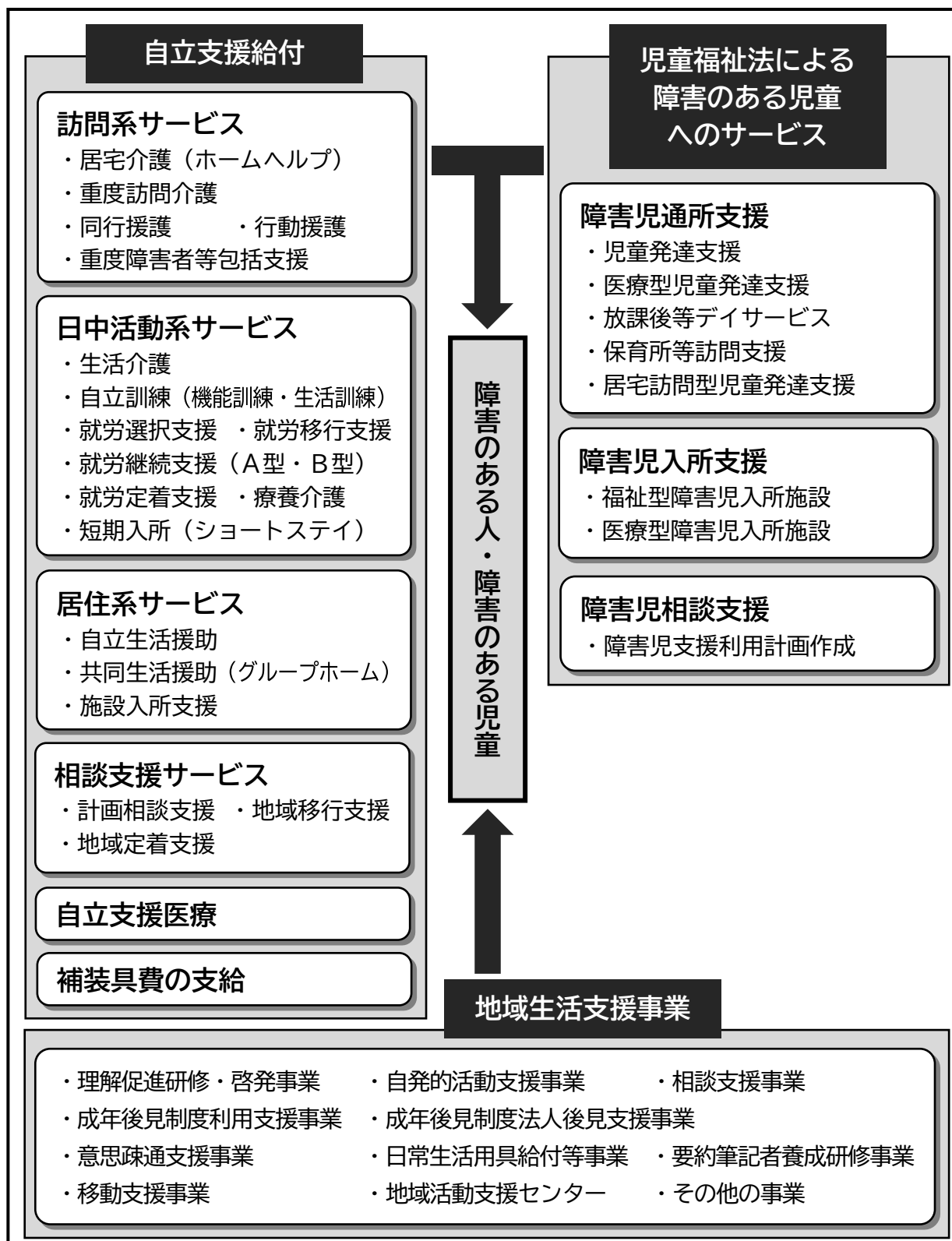
- (1) 雇用・就労の充実
- (2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

6. 安全・安心な暮らしの確保

- (1) バリアフリーの推進
- (2) 防災・防犯対策の推進

4 障害福祉サービス等の体系

障害のある人、障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第 4 章

障害者計画

基本目標 1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

(1) 相互理解の促進

現状と課題／施策の方向

障害のある人となない人が、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが、障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となる社会的障壁を十分に理解することが必要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思ふこととして、「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が、すべての障害種別で3割を超える結果となっています。

障害のある人となない人を隔てる心のバリアをなくし、互いに理解し合いながら地域でともに暮らしていけるよう、障害についての正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
「障害者週間」の周知・啓発	共生社会の理念と普及を図るため、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を図ります。	福祉課
各種媒体を活用した障害児者への理解の啓発	障害及び障害児者に対する正しい理解のための記事掲載等を、市広報紙、市ホームページ、よいちメール、市社協だよりなどにより実施します。	福祉課 社会福祉協議会
障害児者が利活用する設備等への配慮の周知	障害児者が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な利活用のために必要な配慮等についての周知を図ります。 また、障害者用駐車スペースが、適正に利用されるよう、「身体障害者駐車マーク」や「おもいやり駐車スペース」の周知・普及等を図ります。	福祉課 道路課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	障害児者に対する理解を促進するためのヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

施策名	施策の内容	担当課等
正しい障害児者理解と 人権尊重の促進	障害及び障害児者を正しく理解し、障害児者の 人権尊重を促進します。 また、合理的配慮についての理解を深めるため、 市職員及び市民への普及啓発に努めます。	福祉課 政策推進課

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題／施策の方向

障害者の権利を守り、地域で安心して暮らしていくためには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」に基づき、障害児者に対する差別の解消につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

また、権利擁護の推進では、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある人の割合が約5割と、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。また、成年後見制度を認知している割合は約3割であるとともに、利用を考えている割合は約1割となっています。

差別の解消を実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、令和5年3月に策定した「大田原市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度を広く周知し、その利用促進に係る取組を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害者差別解消法の周知・啓発	障害を理由とする差別の解消を推進するための周知・啓発を図ります。 また、市が行う事務・事業に対し、「大田原市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、負担が過重とならない範囲で合理的配慮を実施します。 さらに、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者の義務となることを広く周知・啓発します。	福祉課
成年後見制度の周知	障害者一人ひとりの権利が守られ、自立して生活できるよう、パンフレットや市広報紙、SNS、市ホームページなどによる情報提供により、成年後見制度の利用方法等についての周知を図ります。	福祉課 高齢者幸福課

施策名	施策の内容	担当課等
成年後見制度の利用の促進	<p>令和5年3月に策定した「大田原市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等により、成年後見制度の相談・利用の促進に努めます。</p> <p>また、後見・保佐・補助制度を必要とする状態にあっても、身近な親族がいなかったり、申立てにかかる費用負担が困難な障害者に対しては、自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう、大田原市成年後見制度利用支援事業の利用を勧めます。</p>	<p>福祉課 高齢者幸福課</p>
障害者が自ら判断できる環境づくりの促進	<p>家庭や学校、地域等において、子どもの頃から、生活のいろいろな場面で障害者本人の意思表示を促すとともに、誰とでも一緒の環境の中で地域生活が送れるような環境づくりを促進します。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>
日常生活自立支援事業の普及・啓発促進	<p>とちぎ権利擁護センター「あすてらす」のパンフレット、市広報紙、SNS、あすてらすおたわら（市社会福祉協議会で実施）のパンフレット、市社協だより、障害者相談支援センター等により権利擁護事業である日常生活自立支援事業の普及・啓発に努めます。</p> <p>また、障害者団体、NPO法人（特定非営利活動法人）、福祉施設等を通じ事業を周知、利用を促進します。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
関係機関等との連携強化	<p>とちぎ権利擁護センター「あすてらす」と「心配ごと相談所」、「無料法律相談」などの相談を活用し、必要に応じて金融機関、地域住民など障害者を身近で支える人々との連携を強化します。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>

(3) 虐待防止の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人に対する虐待が問題となっており、関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備と早期に発見する体制を整えることが求められています。

障害のある人の権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養育者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障害のある人に対する虐待防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図り、障害のある人への虐待を防止するための体制を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ	障害者一人ひとりの権利が守られ、自立して生活できるよう、パンフレットや市広報紙、SNS、市ホームページなどによる情報提供により、市民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法について周知し、正しい理解と虐待の未然防止に努めます。	福祉課
虐待の早期発見・早期対応	障害者に対する虐待の通報相談に対し、迅速かつ適切に対応するとともに、障害者等の虐待通報義務について徹底します。	福祉課
障害者の安全確保を最優先する	緊急保護を必要とする場合は、措置入所を検討、実施します。	福祉課
関係機関の連携・協力による対応と体制	複数の関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応します。	福祉課 健康政策課 保育課 子ども幸福課 高齢者幸福課

(4) 福祉教育の充実と交流機会の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人とない人がお互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会を実現するためには、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育が重要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思ふこととして、「障害児者と市民がふれあう機会や場の充実」が、知的障害者、精神障害者では2割を超える結果となっています。

学校、保育所・幼稚園・認定こども園、社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また地域活動を通じて障害のある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

また、交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障害及び障害のある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
福祉体験・福祉教育の推進	障害及び障害者への正しい理解を促進するため、学校や地域での活動において、福祉体験活動や障害者当事者との交流、小・中学校と特別支援学校との交流など、福祉施設、教育機関及び地域の日常的交流活動等を展開します。	福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
教職員の研修	福祉教育に関する研修の機会を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。	福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
障害者の活動拠点機能の促進	地域における障害者同士の交流や情報交換等を行うことができる、障害者の活動拠点としての機能を促進します。 また、身近な地域での居場所づくりと相談支援に努めます。	福祉課
施設行事への地域住民の参加の促進	障害者施設で催される行事等への地域住民の参加を促進します。 また、福祉ふれあいまつりにおける施設の紹介、物販を促進します。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
施設機能の開放	障害者施設における陶芸、カラオケ、スポーツ大会等の活動拠点施設等を地域の住民に開放するほか、巡回相談等の会場にするなど地域の活動拠点としての施設機能の開放を促進します。	福祉課
親の会、家族会、育成会などの充実	障害児者や精神障害者の家族間の交流を活発化するため、親の会、家族会、育成会等の活動を支援するとともに、障害児者や家族同士の交流を促進します。	福祉課
障害者の地域活動への参加	障害者が地域の一員として生活していくために、地域の行事等への参加を促進します。 また、お互いの理解が進むよう、地域住民との交流を促進します。	福祉課 社会福祉協議会 政策推進課
障害者団体と地域との交流促進	相互理解を推進するため、障害者団体の活動の一環として、高齢者や女性、青少年等の団体との交流活動を促進します。	福祉課

(5) 地域福祉活動の促進

現状と課題／施策の方向

ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。日常生活の中で生じる障害のある人の様々なニーズに対して、自助・互助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要です。

ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民が様々なボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
地域住民によるボランティア参加の促進	障害者施設において、作業活動の援助、散歩の同行、話し相手など地域住民によるボランティアの参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
障害者のボランティア参加	障害児者自らの能力を生かし、支援を受ける立場ではなく、支援をする立場に立ち、お互いを理解し尊重できるよう、可能な範囲でボランティア活動への参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
地域福祉計画の実施	地域における福祉サービスの利用推進と社会福祉のための事業育成のため、住民参加による市地域福祉計画及び市社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動を実施します。	福祉課 社会福祉協議会
推進体制の促進	地域福祉を推進するために、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会、障害者団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体等による地域福祉活動推進体制の連携を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
住民活動の促進	障害者と共に生きる社会の実現に向けて、ボランティア団体やNPO法人、企業等をはじめとする住民の主体的な参加によるボランティア活動及びネットワークづくりを促進します。	福祉課 社会福祉協議会

施策名	施策の内容	担当課等
障害者団体の活動の促進	大田原市身体障害者福祉会、大田原市障がい児者等保護者会、大田原障がいを持つ子と親の会等の障害者関係団体の活動を支援し、地域での活動と関係機関・団体との連携を促進します。	福祉課
地域資源の有効活用の促進	地域に根ざした福祉活動を展開するため、地域における社会資源としての各種施設の有効利用を促進するとともに、地域住民やボランティアなどの積極的参加のもと、住民の有する様々な技術や経験等の活用や発表などを促進します。	生涯学習課

基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき地域社会で生活を送るためには、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、適切に相談支援が受けられるよう、障害種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施が必要です。

また、障害のある人やその家族によるピアサポート事業の促進など、多様な相談支援体制の充実が求められています。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うこととして、「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」が、難病患者では3割を超える結果となっています。

障害のある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、令和5年度に設置した市の中核的な相談機関である基幹相談支援センターを拠点として、より身近なところで総合的な相談支援が行える体制の強化と、広域的な連携を図るとともに地域自立支援協議会において、地域の実態や課題等の情報を共有しながら、地域の課題解決に向けて取り組めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
総合的な相談支援体制の強化	<p>障害者の自己決定や様々な支援に向けて、身近なところで相談を受け、適切なアドバイスができるよう、市、大田原市障害者相談支援センター（身体障害・知的障害・精神障害）、地域生活支援センターゆずり葉（主に精神障害）等による相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、令和5年度より設置した基幹相談支援センターを中心とした相談支援機能の強化を図るとともに、地域生活支援拠点事業の円滑な運営及びさらなる充実に努めます。</p>	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
広域における相談支援体制の整備	市、市社会福祉協議会、市が委託する障害者相談支援センター等だけでは対応が困難な課題等に対応するため、県北健康福祉センターや県北児童相談所、那須特別支援学校、ハローワーク、近隣市町などの関係機関と連携を図り、広域的な相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
相談支援専門員の資質向上	適時適切な相談支援を行うため、人材育成部会等において多職種を交えた事例検討会や情報交換等の機会を通じて、相談支援専門員の資質の向上を図ります。 また、県などが主催する研修ワーキンググループや主任相談支援専門員を活用した人材の育成や、初任者研修へ積極的に参加を促すなど、各相談支援専門員の資質向上に努めます。	福祉課
障害者相談員との連携、支援	障害者やその家族などからの身近な相談に応じられるよう、身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動を支援します。 また、県などが主催する障害者施策、教育、職業等の幅広い分野にかかる研修への参加を促すなど、各相談員の資質向上に努めます。	福祉課
地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実	障害者やその家族のライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用支援や困難な事例の対応、委託相談の評価に基づいた相談支援体制、社会資源の有効活用などを協議します。 また、当事者による相互支援（ピアカウンセリング）や権利擁護のために必要な援助等を図り、地域の現状・課題などの情報共有・情報発信をし、様々な障害者の地域生活への支援を図るネットワークづくりを推進します。	福祉課
障害者への一貫した支援をするための継続した情報の確保	障害者への支援を継続し、一貫性を持った相談支援ができるよう、本人や家族の同意を得た上で、プライバシーに十分配慮しながら情報の確保、使用に努めます。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
指定特定相談支援事業の促進	サービス等利用計画について、個別支援計画との連動も含めて相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、長期的な視点のもと、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する体制づくりを促進します。	福祉課
共生社会に向けた連携促進	複雑で困難な課題に対応するためには、子ども、高齢者、障害者などあらゆる相談に対応できる体制が必要であることから、国で示された「我が事」、「丸ごと」地域共生社会の実現に向け、「大田原市地域福祉計画」に基づき重層的な相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
相談支援体制の整備	学校や相談機関において、カウンセラーなどの専門職による相談体制の充実を図るとともに、悩みや不安に対する精神的ケアを行い、障害児の保護者や中途障害者の障害の受容を支援します。	学校教育課 福祉課

(2) 情報提供の充実

現状と課題／施策の方向

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する必要があります。

アンケート調査では、障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先として、「インターネット」と回答している割合は全体で約3割、難病患者では4割を超える結果となっています。

年代や障害種別等により、情報の入手先は異なる傾向もみられることから、様々な媒体を通じて、障害のある人が取得及び利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、関係機関と連携して、障害のある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害者福祉サービスに関する情報提供の充実	障害者が自分に合った福祉サービスを選択できるよう、市広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレットの配布、ガイドブックや市広報紙等のデージー化などにより、障害特性に配慮した方法で障害者施策の情報提供を充実します。 障害福祉サービスなどの制度の情報提供を図るため、基幹相談支援センター、大田原市障害者相談支援センター、福祉施設等でパンフレット等によるきめ細かな情報提供を推進します。	福祉課 情報政策課
障害特性に応じた方法での情報の提供	視覚障害者、聴覚障害者に対し情報の提供を円滑に行うため、とちぎ視聴覚障害者情報センターの利用を促進します。 また、県や市が提供する情報の点訳や音声化（デージー化）、図やイラストによる表現の工夫など、障害特性に応じた理解しやすい表現方法による情報の提供に努めます。 障害者が必要な情報を円滑かつ正確に得られるよう、様々な媒体を活用するとともに、障害特性や場面に配慮した情報提供を行います。	福祉課

(3) 意思疎通支援の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

アンケート調査では、コミュニケーションをとる上での困りごととして、「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」、「うまく質問できない、伝えられない」が上位に挙げられています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障害のある人とない人とのコミュニケーションが広がるよう検討していくとともに、障害の特性に合わせた多様な意思疎通支援を推進していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
情報通信技術の普及	視覚、聴覚等に障害のある人が、意思疎通を容易にし、情報を収集でき、自らも情報を発信しやすくする情報通信技術の普及に努めます。	福祉課
手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣	障害特性に応じた意思疎通支援のため、要約筆記者の養成事業を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の利用を促進します。 また、手話通訳や要約筆記など意思疎通支援者の不足が見込まれることから効率的な派遣事業の実施や効果的な養成方法と、盲ろう者に対する意思疎通の支援についても検討します。	福祉課

(4) 障害福祉サービス等の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことが求められています。また、障害の多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も複雑化しており、一人ひとりのニーズに的確に対応するためには、サービスの質の向上が求められています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及びサービスの質の向上を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害福祉サービス等の充実	障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービスの充実を図ります。	福祉課
地域生活支援事業の充実	地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実を図り、障害者の自立した日常生活及び社会生活を支援します。	福祉課
障害福祉サービス事業者等の自己評価の促進	障害者により良いサービスを提供するため、障害福祉サービス提供事業者の自己評価の実施を促進し、評価結果に基づきサービスへの反映を図ります。	福祉課
障害福祉サービスの利用者と事業者によるサービスの検証の促進	障害福祉サービス利用者と障害福祉サービス提供事業者によるサービス満足度評価や話し合いの場を設けるなど、サービス検証を促進しサービスの質の向上を図ります。	福祉課
障害福祉サービスの第三者評価の推進と評価情報の公表の促進	障害福祉サービス提供事業者が質の高いサービスを提供するため、第三者評価の受審を促進するとともに、評価結果の公表を促進します。	福祉課
苦情対応機能の充実	障害福祉サービスを利用している障害者及びその家族に対して、苦情解決制度の普及啓発を推進します。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
相互利用の推進	障害者が身近な地域にある施設を利用し、サービスの提供を受けることができるように、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別を超えた施設の相互利用を促進します。	福祉課

(5) 生活を支えるサービスの充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が安定した生活を送るためには、経済的支援の充実が求められており、各種制度の周知と利用促進を図ることが必要です。

また、アンケート調査結果では、日常生活を送る様々な場面において、外出支援へのニーズが高い傾向がみられることから、日常生活の利便と行動範囲の拡大を図るため、移動支援等を行う必要があります。

さらには、在宅で障害のある人を介助する家族の急用や急病など、緊急時における短期入所（ショートステイ）など、レスパイトケアに取り組む必要があります。また、近年顕在化してきたヤングケアラーに対する支援が求められています。

障害のある人の生活を支えるため、サービスを必要とする人に提供されるよう周知を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
手帳制度の普及と推進	障害に対する様々なサービスの提供を受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の制度の普及と障害福祉サービス等の情報提供に努めます。	福祉課
年金・手当等制度の普及と推進	障害者及び障害者のいる家計の安定を図るため、庁内関係課と連携し、各種年金制度や各種手当制度の周知を図り、経済的な支援をします。	国保年金課 福祉課
行動範囲の拡大	障害者の日常生活や社会参加を支援するため、鉄道、バス、航空機、タクシー等の運賃割引をはじめとする優遇制度の周知を図ります。 また、福祉タクシー事業、人工透析通院燃料費助成金支給事業及び高齢者の外出支援事業等の独自事業と、生活路線バスやデマンド交通などの公共交通施策について、障害者が利用しやすい制度となるよう検討していきます。	福祉課 生活環境課 高齢者幸福課
移動支援の充実	病院等の通院を支援する通院介助、同行援護、行動援護、社会生活上必要不可欠な外出を支援する移動支援事業などの移動支援の周知を図ります。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
身体障害者補助犬の同伴による施設利用の促進	身体障害者の社会参加等を促進するため、盲導犬、介助犬、聴導犬による身体障害者補助犬制度の周知と理解を図るとともに、身体障害者補助犬を同伴しての施設利用について、事業所等への周知に努めます。	福祉課
各種割引等のサービスの推進	有料道路通行料金、公共交通機関等運賃の割引や税金、NHK受信料、郵便料の減免などの制度の周知に努めます。	福祉課
家族支援の推進	家族が休息をするため、障害児者を預ける短期入所サービスや日中一時支援事業等を実施し、レスパイトケアを図ります。 また、介護する家族等の急病、怪我等により短期入所を受け入れる地域生活支援拠点事業の周知を図ります。ヤングケアラーの相談できる場について検討していきます。	福祉課
FAXやスマートフォン利用による緊急通報システムの促進	聴覚障害者の緊急通報手段として、警察や消防等に対する通報システムを、必要とする人が利用できるよう市広報紙等での周知を図ります。 また、よいちメールにより、メール登録者には、防犯・防災情報を配信します。	福祉課 情報政策課 危機管理課

(6) 福祉人材の養成・確保

現状と課題／施策の方向

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中で、利用ニーズに応じた障害福祉サービスの提供が求められています。一方で、障害福祉サービスを提供する職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、職員の勤続年数が短いなどの状況となっています。

国では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスについて、「福祉・介護職員処遇改善加算」など、介護・障害福祉従事者の処遇改善を進めてきました。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思ふこととして、「社会福祉の専門的な人材の確保・養成」が、知的障害者、難病患者では3割を超える結果となっています。

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、教育機関や民間事業者、関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援するとともに、他職種等との連携を強化し、必要な人材の育成を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
福祉人材の養成・確保	福祉に関わる民間事業者、関係機関等と連携を図り、福祉業務に携わる人材定着を促進します。	福祉課
福祉関係職員の資質向上のための研修への参加促進	障害福祉サービス提供事業者等の福祉関係職員が、最新の知識を習得し資質向上を図り、障害種別を超えた対応ができるよう、障害についての幅広い理解と知識を得るための研修への参加を促進します。	福祉課
他職種等との連携強化	障害種別を超えた対応や生活上の多様なニーズへの対応のため、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、リハビリテーション医療従事者等の専門的な職種間、又は教職員や関係機関職員等との多様な連携強化を図るとともに、ケア会議などの多職種によるチームアプローチを促進します。 また、様々な障害の諸問題の解決・対応等について地域自立支援協議会で検討・協議を図ります。	福祉課

基本目標3 保健・医療の充実

(1) 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題／施策の方向

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障害の予防への対応等、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

本市では、生活習慣病予防や健康管理を目的として、各種健診事業を実施するとともに、身近な地域で生活習慣病等について、気軽に相談し栄養指導や運動指導が受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

また、障害のある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・社会福祉士等による相談体制を障害の特性等に配慮し充実させるとともに、関係機関との連携のもとに、より体系的な保健医療体制を整備し、食生活や運動の指導、精神保健に対する啓発等により、より多くの方が自らの健康を維持・増進できるよう努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害者の保健事業の充実	栃木県障害者総合相談所が行う診査や巡回相談、在宅重度身体障害者訪問診査、とちぎ歯の健康センターや地域の障害者歯科相談医で行う歯科医療や相談等の啓発を図るとともに、市民健康診査を受診勧奨し、糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のために健康相談、健康教育を行います。	健康政策課

施策名	施策の内容	担当課等
自立支援医療給付等の促進	<p>障害の除去や軽減のための自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付や自己負担への助成、医療費負担の軽減を図る重度心身障害者医療費助成を引き続き行うとともに、専門医療機関や保健福祉サービスの情報提供等を行います。</p> <p>また、病院や診療所の協力のもと、連携を充実させ、かかりつけ医療機関から専門的医療機関へのスムーズな連携体制の推進を図ります。</p> <p>※自立支援医療（精神通院医療）は、栃木県で実施していますが、申請受付・受給者証の交付等は、市で実施しています。</p>	福祉課
医療リハビリテーション施設の啓発	<p>急性期・回復期のリハビリテーションを行う中核機関としての栃木県障害者総合相談所の利用の啓発を図ります。</p>	福祉課
地域リハビリテーション支援体制の整備	<p>障害者の質の高い生活を確保するため、栃木県障害者総合相談所をはじめ、医療、保健、教育、職業、福祉等の様々な分野との総合的な連携を促進し、情報収集に努めます。</p> <p>また、市の相談体制の充実や、障害者相談支援事業の実施により、継続的かつ一貫した相談支援の推進を図ります。</p>	福祉課

(2) 精神保健福祉施策の充実

現状と課題／施策の方向

これまで、精神障害者が退院後に安心して生活が送れるよう、精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「心の健康相談室」や「精神保健相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障害者とその家族が安心して社会生活を送れるよう、関係機関等との連携強化を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、精神疾患に対する市民への理解促進に努めます。

ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
精神科医療体制の充実	<p>県北健康福祉センター等と連携し、精神障害者に対する早期支援の充実と、精神障害者の緊急時における、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設をはじめとした精神科救急医療の利用を促進し、適切な医療受診を図ります。</p> <p>また、地域の精神保健についての検討の場として精神保健検討会議において、精神障害者に対する支援内容の共有・検討を実施し、支援の充実を図ります。地域の精神保健についての検討の場を設置していきます。</p>	健康政策課 福祉課
精神科リハビリテーションの充実	<p>精神障害者の社会復帰が円滑に行われるよう、医療機関や県北健康福祉センター等との連携を図りながら、精神科デイケア施設等の利用を促進します。</p>	健康政策課
相談体制の充実	<p>市、大田原市障害者相談支援センター、地域生活支援センターゆずり葉（主に精神障害）、県北健康福祉センター、精神保健福祉センター等との連携のもと、精神障害者の相談支援の充実を図ります。</p>	福祉課 健康政策課

施策名	施策の内容	担当課等
自殺対策の推進及び自殺者等への配慮	大田原市自殺対策計画に基づき、自殺対策に係る人材を確保・養成するための講座を開催します。 また、自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等の名誉及び生活の平穩に配慮し、自殺対策に取り組むとともに、県北健康福祉センター等関係機関との連携による包括的な支援に努めます。	健康政策課
精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成	県等が開催する心理職等を対象とした精神医療に関する研修の参加を促し、精神保健福祉士等の資質の向上を支援します。	健康政策課
精神保健福祉に関する普及啓発の実施	精神障害者の社会復帰と社会経済活動への参加に対する地域の関心と理解を深めるため、県や関係機関との連携を図りながら、精神保健福祉に関する理解の普及啓発を推進します。	福祉課

(3) 様々な障害特性への支援

現状と課題／施策の方向

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症等の発達障害について、理解を深める啓発活動に努めるとともに、発達障害の特性に合わせた療育を提供できるように、県北圏域に設置されている児童発達支援センターと連携を図り、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害のある児童の保護者に対する支援の充実を図ってきました。児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、本市における設置についても検討を進めていきます。

また、障害福祉サービス等を利用する難病や高次脳機能障害等のある方の生活を支援するため、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
発達障害者の早期発見、相談支援の啓発	<p>発達障害者への支援は、市、大田原市障害者相談支援センター、県北健康福祉センター、児童相談所、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」、教育、医療機関、市内の発達障害者相談支援サポーターなどの関係機関の連携のもとに発達障害の早期発見に努めるとともに、発達障害の理解を深めるための情報提供等を図り、必要に応じ発達障害者及びその家族へ栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」の利用を促進します。</p> <p>また、市の乳幼児健診や保育所等、学校等で支援が必要となった場合には、相談支援をはじめ児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの療育訓練の支援を行います。</p>	子ども幸福課 保育課 学校教育課 福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
発達障害者の情報の共有化	<p>発達障害児のライフステージに合わせ、保育所等から小・中学校におけるそれぞれの個別の教育支援計画を策定し、それぞれの環境や現場においてそのネットワークによる個別の教育支援計画の情報を基に発達障害児の支援を推進します。</p> <p>また、発達障害者の支援は、市、大田原市障害者相談支援センター、県北健康福祉センター、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」、ハローワーク、医療機関等の連携のもとに就労支援等に結び付けられるようライフステージを通じた支援体制を検討します。</p>	<p>子ども幸福課 保育課 学校教育課 福祉課</p>
難病患者への情報提供・相談支援・居宅生活支援の充実	<p>県北健康福祉センターや医療機関との連携により、難病患者への情報提供及び相談支援を充実し、難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供に努めます。</p> <p>また、特定医療費や小児慢性特定疾病医療費及び、大田原市難病患者等福祉手当の周知を図ります。</p>	<p>福祉課 健康政策課</p>
高次脳機能障害者への支援の充実	<p>高次脳機能障害者に対応するため、高次脳機能障害支援拠点病院をはじめとする医療機関と連携し専門的な相談支援体制の普及に努めます。</p> <p>また、高次脳機能障害等に対する障害福祉サービス等の拡充を図るとともに、就労等の支援をするため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を図ります。</p>	<p>福祉課 健康政策課</p>

基本目標4 障害のある児童への支援の充実

(1) 切れ目のない支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害児支援にあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児一人ひとりに合った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが求められています。

また、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援するとともに、適切な時期に適切な療育を行うことにより、障害の程度を軽減し、いわゆる「二次障害」の発生を防ぐことができるよう、障害の早期発見・早期療育体制の整備・充実が求められています。

さらに、障害の有無にかかわらず、共生社会の実現に向けて、すべての児童が地域社会へ参加できるインクルージョンの推進が求められています。

アンケート調査では、お子さんが受けている支援等で充実させるべきと思うこととして、「会話やコミュニケーションに関する支援」、「友達など人とのかかわり方に関する支援」が上位に挙げられています。

今後も、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、関係機関等の連携を強化し支援体制の充実を図るとともに、障害のある乳幼児やその家族のニーズにあった各種サービスの実施体制を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
発達に関する相談体制の充実	乳幼児等の発達に関する不安を持つ方への相談体制を充実するとともに、栃木県発達障害者支援センター「ふおーゆう」、児童相談所や県北健康福祉センター等の関係機関との連携を図り、園生活から就学にかけて一貫した支援の実施に努めます。 また、その発達に問題を抱える子どもたちが、地域や保育所等、小学校等においてスムーズな連携が図られるよう大田原市幼保小連絡協議会との連携を図ります。	子ども幸福課 保育課 学校教育課

施策名	施策の内容	担当課等
乳幼児健診・療育システムの推進	乳幼児を対象に実施する乳幼児健康診査、県北健康福祉センターが実施する二次健康診査、関係機関が実施する療育指導についての連携を図り、早期発見から早期療育が円滑に進められるよう推進します。	子ども幸福課
児童心理治療施設への支援	情緒的、環境的に不適応を示している子どもに対する専門的な心理的治療を行うための児童心理治療施設に入所した、児童生徒への必要な支援を行います。	学校教育課 子ども幸福課
栃木県発達障害者支援センター「ふおーゆう」との連携の充実	栃木県発達障害者支援センター「ふおーゆう」との連携を図るとともに、発達段階に応じた指導、訓練等を受けられるよう、地域の医療機関等との連携を図ります。	福祉課
障害児療育支援環境の充実	在宅の障害児が、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練、家庭における療育技術の指導が受けられるように、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの充実を図ります。	福祉課
保育所等における障害児保育等の促進	保育所等において、他の子どもとの生活を通じてともに成長できるよう、保育所等での障害児保育や障害児教育を促進します。 また、保育所等訪問支援事業の利用を促進します。	福祉課 保育課
重症心身障害児(者)通園事業の充実	在宅の重症心身障害児(者)が、身近な地域にある施設で、日常動作、運動機能等の訓練を受けることができ、発達の促進や運動機能の維持、家庭における育児の指導が受けられるよう通園事業を促進します。	福祉課 子ども幸福課 保育課 学校教育課
医療的ケア児の支援体制の推進	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて家庭訪問による相談支援を行います。	福祉課 子ども幸福課 保育課 学校教育課
療育機関等への支援	心身障害児の相談、診断を推進するとともに、理学療法士、作業療法士、心理判定員等の専門職を中心に、地域の療育機関等への指導助言による支援体制を整備します。	福祉課 子ども幸福課 保育課 学校教育課

施策名	施策の内容	担当課等
各機関の連携の推進と教育機関の支援体制の整備	<p>障害児一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、保健関係機関等との連携のもと、学校での個別の教育支援計画の策定、活用の推進を図ります。</p> <p>また、保育所等から小学校や特別支援学校への円滑な進学ができるよう、大田原市幼保小連絡協議会等の開催などにより、相互の連携を図ります。</p>	<p>学校教育課 保育課</p>
特別支援学校との連携の推進	<p>特別支援学校のことり教室と連携し、障害のある子どもやその保護者に対する相談支援機能の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
相談担当者の資質向上と小・中学校等に対する支援の推進	<p>幼稚園、小・中学校等の教員に対し、相談に関する専門的な研修等により早期教育相談担当者の資質向上に努めます。</p> <p>また、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連携・調整等に対する支援を推進します。</p>	<p>学校教育課 保育課</p>
障害者の職業自立に対する理解啓発の促進	<p>児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階等を踏まえ、職業的自立を推進するための能力等の育成を支援するとともに、特別支援学校・教育委員会、ハローワーク、企業等の連携・協力のもと、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を支援します。</p> <p>また、障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援体制に関する理解の促進を図るとともに、スクールカウンセラーの派遣による相談支援を行うなど、適切な進路選択ができるよう支援します。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>

(2) 教育の充実

現状と課題／施策の方向

障害の有無に関わらず児童生徒がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムは、障害のある児童生徒に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの「生きる力」を培う教育の充実を図る必要があります。

そのために、障害のある児童生徒が、いきいきと学ぶことができるように、適切な教育支援としての「合理的配慮」を本人・保護者等と十分に話し合っていくとともに、障害のある児童生徒に対する理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習を推進していくことが重要です。

さらに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の整備を図り、連続性のある「多様な学びの場」とするために「個別の教育支援計画」をさらに充実していく必要があります。

アンケート調査では、幼稚園・学校などに望むこととして、「就学相談や進路指導など、相談体制を充実してほしい」、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が上位に挙げられています。

人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害のある児童生徒に関わるすべての人が、その多様な特性について理解を深めるとともに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の充実に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
個別の教育支援計画の有効活用	個別の教育支援計画を適切に作成・活用し、必要に応じて関係機関と連携するなど、一人ひとりにあった指導と支援の充実を図ります。	学校教育課
発達障害に係る相談体制の充実	小・中学校における発達障害のある児童生徒の保護者からの相談や、教員への指導・助言などができるように支援します。	学校教育課
重度・重複障害児童生徒に対する相談体制の充実	肢体不自由を有する重度・重複障害児童生徒の特別支援学校、地域の小・中学校での受け入れについて相談体制の充実を図ります。	学校教育課

施策名	施策の内容	担当課等
交流教育の充実	豊かな人間性の形成と障害児に対する正しい理解と認識を深めるため、小・中学校と特別支援学校との交流教育を充実します。	学校教育課
障害のある児童生徒に関わる教職員の専門性の向上	小・中学校の教職員の福祉に関する研修への参加を促進し、特に知的障害や発達障害等の障害に対する理解を深め、専門性の向上に努めます。	学校教育課
学校教育におけるアクセシビリティの向上	紙媒体の教科書による学習が難しい児童生徒に向けて提供されている「デイジー教科書」の周知を継続的に行い、必要としている児童生徒が適切に利用できるよう努めます。	学校教育課

基本目標5 社会参加の促進

(1) 雇用・就労の充実

現状と課題／施策の方向

社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味を持っています。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害のある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障害のある人を受け入れる事業所や能力に合った職種が少ないとされていることから、能力に応じて就労が可能となるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することも重要です。

令和4年の障害者雇用促進法の改正により、事業主における障害者雇用の一層の促進に向け、法定雇用率の引き上げとともに、事業主に対する支援策の強化が図られることとなりました。

アンケート調査では、就労支援として必要だと思うこととして、「職場の障害者への理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が上位に挙げられています。

これらの現状を踏まえて、企業に対して障害者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取組を推進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、関係機関との連携を強化し相談窓口や就労後の職場定着の支援を充実します。また、就労をする上での必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、就労に向けた活動を支援します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
職業相談の充実	ハローワークや県北圏域障害者就業・生活支援センター「ふれあい」や県北産業技術学校、就労移行支援事業所との連携を図りながら、障害者の適正な職業選択や就職後の職場適応についての支援と、就労定着支援の利用促進により職場への定着を図ります。 また、特別支援学校卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関の連携により、就労を支援します。	福祉課
公共職業能力開発施設等における障害者職業訓練の推進	障害者が就労に関する技能・知識を習得するため、栃木県や雇用・能力開発機構が設置する公共職業開発施設による、障害者の職業訓練の活用を推進します。	福祉課
障害者雇用率制度の周知と障害者雇用の促進	障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るためハローワークと連携し、事業主に対し障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度に基づく助成など、障害者の雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障害の特性に応じた支援を通じて障害者の雇用を促進します。 また、市の職員採用については、庁内に軽作業等を集約し、多様な障害者雇用を創出するとともに、法定雇用率を遵守します。	福祉課 総務課
職場環境の改善	障害者が働きやすい職場環境とするため、段差の解消やトイレ等の設備改造などのバリアフリー化について、事業主への理解を促進します。 また、障害者が容易に通勤できるよう路線バスなどの利便性の向上に努めます。	生活環境課 福祉課
障害者雇用促進会(面接会)への参加の促進	ハローワークと連携し、就職を希望する障害者と求人企業との合同面接会への参加を促進し、障害者の雇用の促進を図ります。	商工観光課 福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
福祉施設から一般就労への移行の促進	就労支援施設等から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所を整備し、利用を促進します。とちぎ職業訓練センターとの連携、ジョブコーチ制度の活用を促し重度者の雇用、定着に向けていきます。また、農業分野と福祉分野が連携した（農福連携）障害者の就労の拡大につながる取組を推進します。	福祉課 農政課 商工観光課
障害者就労施設等への発注の促進	就労継続支援（A型・B型）等における作業の受注の確保や製品の販路拡大、利用促進等により、施設運営の安定化を図ります。 また、障害者優先調達推進法の趣旨に準じて、市が購入する物品や委託する軽作業等について、対応可能な障害福祉サービス事業所への発注を促進します。	福祉課

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題／施策の方向

スポーツや文化活動等の社会参加は生活を豊かにするものであり、積極的に促進していく必要があります。こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

障害のある人とない人が共に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、スポーツや文化活動等の支援を行います。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
活動機会の確保	障害者が行う文化活動の推進を図るため、各種講座の開催をはじめ、地域活動支援センター等においても多様な表現活動を取り入れるなど、身近な活動の充実により、活動機会の確保を促進します。	福祉課 生涯学習課 文化振興課
指導者の確保	障害者の文化活動等の指導者を地域の中から発掘し、活用を図ります。	福祉課 生涯学習課 文化振興課
発表機会の確保	大田原市福祉ふれあいまつりなどの障害者文化祭や芸術祭等への参加を促進するとともに、公共施設等の常設ギャラリーの活用等により、障害者の個性や能力を知る機会として、地域での発表機会を確保します。	福祉課 文化振興課
障害者スポーツの普及と指導員の養成	栃木県障害者スポーツ協会と連携し、障害者スポーツの普及・振興を図り指導員養成の周知を図ります。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
スポーツ施設の利用促進	身近な地域でスポーツ施設が利用できるよう、既存施設の改修や障害者スポーツ設備・機材の配置を促進するとともに、障害者の利用料金の減免制度による利用促進を図ります。	スポーツ振興課
障害者スポーツ大会への参加の促進	那須地区3市町で共同開催されている那須地区障害者スポーツ・レクリエーション大会や、那須地区ふれあいスポーツ大会の充実を図り、参加を促進します。 また、栃木県障害者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会への参加を促進します。	福祉課
レクリエーション活動の促進	レクリエーション交流会等の開催など、障害のある人とない人が一緒にレクリエーションを楽しめる機会の確保を図ります。	福祉課 生涯学習課 商工観光課
読書バリアフリーの推進	図書館での利用登録手順の確立、音訳依頼、デジタル図書の貸出・返却といった一連の流れを確立するとともに、音訳ボランティアと連携したサービス体制を整備し、図書館の体制強化を図ります。	生涯学習課
障害者社会参加推進センターの活用の促進	地域における自立生活と社会参加を推進するため、障害者を対象に、様々な社会参加促進施策を行う障害者社会参加推進センターの活用を促進します。	福祉課

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

(1) バリアフリーの推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障害のある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、住まいは生活の基本であり、障害の特性や程度などに左右されることなく、誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うこととして、「障害児者に配慮した道路・建物・駅などの整備」が約3割となっています。

すべての市民が快適で安心して日常生活が営める環境を整備するため、道路や公共施設等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
公共交通における施設整備等の促進	関係部署と連携し、誰もが安全で利用しやすい公共交通機関とするため、駅等の旅客施設へのエレベーター等の設置や、視覚障害者誘導用ブロックの敷設を促進します。 また、ノンステップバスの導入等路線バスの低床化等を促進します。	都市計画課 生活環境課
歩道等におけるバリアフリー化の促進	「大田原市都市計画マスタープラン」に基づいた都市基盤の整備を行い、障害者が安心して移動できるよう、またノンステップバスの運行にも支障のないように、道路、歩道等の整備・改修を促進します。 また、歩道や道路上の不正使用物件等の撤去の指導に努めます。	道路課 都市計画課

施策名	施策の内容	担当課等
公共的施設等のバリアフリー化の促進	<p>関係部署と連携し、学校や公共施設、市営住宅、公園等の新たな施設整備にあたっては、バリアフリー化を促進するとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を推進します。</p> <p>また、商業施設、医療機関、賃貸住宅等の障害者が利用する施設においても、バリアフリー化を図るよう普及・啓発に努めます。</p>	都市計画課 総務課 建築住宅課
公共施設バリアフリー	<p>「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障害者、高齢者、子育て世代など、すべての人がストレスなく快適に利用できる施設を目指し、多目的トイレの設置や段差の解消、スロープの設置など、バリアフリー化を意識した施設整備を行います。</p> <p>また、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示などを考慮した施設整備を行います。</p>	総務課
学校施設バリアフリー	<p>学校は、災害時の避難所としても指定されていることから、階段や段差などのバリアフリー化を推進するとともに、スロープや手すりの設置、トイレの洋式化を推進します。</p>	教育総務課
住宅のバリアフリー化の周知	<p>住宅のバリアフリー化の専門的アドバイスとともに、住宅改造又は住宅改修の公的助成制度の周知に努めます。</p>	福祉課 高齢者幸福課

(2) 防災・防犯対策の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策も積極的に展開していく必要があります。特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、見守り隊、自主防災組織など、地域の幅広い協力が不可欠です。避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、多くの人の参加を促すとともに、障害に配慮した情報伝達手法についての検討や、避難所での障害への配慮を充実していく必要があります。

アンケート調査では、災害時の困りごととして、「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が上位に挙げられています。

障害のある人の意見も踏まえながら、災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供を図りながら、災害対策を強化していくとともに、障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
正しい障害理解による対応の促進	災害時の情報提供や避難誘導、犯罪発生時などに地域の障害者に適切な対応ができるよう、地域の住民や様々な関係機関・団体等において、正しい情報の理解と意思疎通のできるボランティア等の人材育成等を促進します。 また、障害者と介護者が安心して避難できるよう、福祉避難所の確保に努めます。	福祉課
災害時の情報提供の整備	災害時の災害情報を適時に入手できるよう、よいちメール・市ホームページ、防災行政無線等による災害情報の提供を行います。	危機管理課

施策名	施策の内容	担当課等
地域ぐるみの防災訓練の実施	社会福祉施設の管理者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導します。	危機管理課
緊急連絡体制の確保	社会福祉施設等へのメール、携帯電話等を活用した、災害時に必要な情報を確実に双方向で連絡できる体制づくりを推進します。	福祉課
施設の弾力的運用	災害時における弾力的運用を図り、被災した障害者に対する支援に努めます。	福祉課
犯罪被害、消費トラブル防止体制の整備	防犯情報や、障害者の消費トラブルの防止に向けた悪徳商法や製品事故に関する情報等について、様々な広報媒体の活用や自治会、民生委員、障害者相談員、消費生活相談員、警察官などの巡回連絡等により周知し、地域の防犯体制の整備を図ります。	生活環境課 危機管理課 福祉課 高齢者幸福課

第 5 章

障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

(1) 施設入所から地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	数 値	備 考
令和4年度末入所者数（A）	107人	実績
【目標値】地域生活移行者数（B）	2人	目標
移行率 $(B/A) \times 100$	1.9%	

②福祉施設の入所者数

区 分	数 値	備 考
令和4年度末入所者数（A）	107人	実績
【目標値】削減見込（B）	2人	目標
削減率 $(B/A) \times 100$	1.9%	

<大田原市の取組>

- ・グループホームの整備促進や、自立訓練事業、自立生活援助等の充実により、地域生活への移行を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、ともに暮らせる社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

<国の基本指針>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	120人	120人	120人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	6回	6回	6回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	40人	40人	40人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

<大田原市の取組>

- ・協議の場の設置について、栃木県県北健康福祉センター及び近隣市町と連携を図りながら検討します。

(3) 地域生活支援の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、各市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

<国の基本指針>

令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目指す。

また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目指す。

区 分	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回/年	1回/年

<大田原市の取組>

・地域生活支援拠点等の整備については、平成30年度から面的整備により、必要な5つの機能のうち、緊急時の受入対応体制とグループホーム等の体験機会の提供の2つを整備しています。引き続き、地域生活支援拠点等の機能充実を図り、年1回以上、運用状況等を検証していきます。

また、強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実を図るため、支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

①福祉施設から一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者 (A)	7人	実績
令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者 (B)	9人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中 (B／A)	1.29倍	

②就労移行支援事業からの一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の1.31倍以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者 (A)	4人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者 (B)	5人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中 (B／A)	1.25倍	

③就労移行支援事業所の実績の確保・向上

<国の基本指針>

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和5年度の就労移行支援事業所	4箇所	実績
令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	2箇所	見込

④就労継続支援A型からの一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.29倍以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	2人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	3人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）	1.50倍	

⑤就労継続支援B型からの一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.28倍以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	1人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	1人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）	1.00倍	

⑥就労定着支援事業の利用者数

<国の基本指針>
 令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の1.41倍以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に就労定着支援事業を利用した者（A）	6人	実績
令和8年度中に就労定着支援事業を利用した者（B）	9人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）	1.50倍	

⑦就労定着支援事業の就労定着率

<国の基本指針>
 令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和5年度の就労定着支援事業所	1箇所	実績
令和8年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	1箇所	見込

<大田原市の取組>
 ・就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを充実強化することにより、就労移行支援事業等を推進し、障害者の福祉施設、就労支援事業、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

① 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<国の基本指針>

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを目指す。

令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築を目指す。

<大田原市の取組>

- ・児童発達支援センターが県北圏域で1箇所設置されており、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を実施しています。今後、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、引き続き、市内における設置を働きかけていきます。

② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本指針>

令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを目指す。

<大田原市の取組>

- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、市単独での確保が困難であり、県北圏域で協議していきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指す。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
コーディネーターの配置	6人	7人	7人

<大田原市の取組>

- ・医療的ケア児の協議の場として地域自立支援協議会において、引き続き、協議検討します。
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、県実施の医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者が6名おり、うち3名が大田原市障害者基幹相談支援センターと大田原市障害者相談支援センターの相談員として活動しています。今後も、県の養成研修等を活用し、コーディネーターの拡充に努めます。

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等に対する支援体制を確保することが重要となります。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

<国の基本指針>

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数 【保護者】	5人	5人	5人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数 【支援者】	1人	1人	1人

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人

<大田原市の取組>

・大田原市早期総合発達支援協議会と連携し、事業の実施を検討していきます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指す。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	15件	15件	15件
相談支援事業者の人材育成の支援	11件	11件	11件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回	20回	20回
事例検討の実施回数（頻度）	12回/年	12回/年	12回/年
事例検討の参加事業者（機関）数	11事業所	11事業所	11事業所
協議会の専門部会の設置数	4箇所	4箇所	4箇所
専門部会の実施回数（頻度）	28回/年	28回/年	28回/年

<大田原市の取組>

・障害者等の身近なところで適切なアドバイスができる相談支援体制の充実是不可欠であることから、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業の充実を図るとともに、地域自立支援協議会の相談支援部会にて、様々な困難ケースや問題に対して情報共有や共通の認識を図ります。また、地域自立支援協議会の人材育成部会や県の研修会等を活用し、さらなるスキルアップの向上に努めるとともに、指定特定相談事業所の設置促進及び相談支援専門員の資格取得研修について、県の研修機関と連携し、拡充に努めます。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指す。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施	有	有	有

<大田原市の取組>

- ・那須地区障害福祉従事者等連絡会において、那須地区の障害福祉サービス事業者と行政機関等で情報交換を行い、サービスの質の向上に努めます。
- ・地域自立支援協議会事業所部会において実施する情報共有及び資質向上のための研修会や、県等で実施している各種研修会への積極的な参加を呼びかけます。

2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、生活全般にわたる援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	見込量	利用者数	79	81	83	83	85	87
		利用量	700	720	740	770	790	810
	実績値	利用者数	92	97	99			
		利用量	746	769	762			
	達成率	利用者数	116.5%	119.8%	119.3%			
		利用量	106.6%	106.8%	103.0%			

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	見込量	利用者数	1	1	1	1	1	1
		利用量	20	20	20	20	20	20
	実績値	利用者数	1	1	1			
		利用量	10	4	10			
	達成率	利用者数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用量	50.0%	20.0%	50.0%			

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
同行援護	見 込 量	利用者数	9	10	11	11	11	11
		利用量	40	42	44	44	44	44
	実 績 値	利用者数	10	9	7			
		利用量	41	36	32			
	達 成 率	利用者数	111.1%	90.0%	63.6%			
		利用量	102.5%	85.7%	72.7%			

④行動援護

知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
行動援護	見 込 量	利用者数	1	1	1	1	1	1
		利用量	3	3	3	3	3	3
	実 績 値	利用者数	0	0	1			
		利用量	0	0	3			
	達 成 率	利用者数	0.0%	0.0%	100.0%			
		利用量	0.0%	0.0%	100.0%			

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。栃木県には事業所がなく、利用希望者が見込めませんが、その他の障害福祉サービスを組み合わせて包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

【第6期実績値／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度障害者等包括 支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスの今後の方策

- ・サービス量は、横ばいの状況が続いているものの、今後、社会参加、地域移行の観点から一定の増加が見込まれることから、提供事業所が必要なサービス量を確保できるよう、定期的な協議の場を活用して連携体制を強化します。
また、様々な障害特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供するものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	見 込 量	利用者数	220	222	224	240	245	250
		利用量	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500
	実 績 値	利用者数	225	234	242			
		利用量	4,176	4,300	4,353			
	達 成 率	利用者数	102.3%	105.4%	108.0%			
		利用量	104.4%	104.9%	103.6%			

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
自立訓練 (機能訓練)	見 込 量	利用者数	1	1	1	1	1	1
		利用量	20	20	20	20	20	20
	実 績 値	利用者数	1	0	0			
		利用量	2	0	0			
	達 成 率	利用者数	100.0%	0.0%	0.0%			
		利用量	10.0%	0.0%	0.0%			

③自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用者数	7	7	7	7	7	7
		利用量	100	105	105	105	105	105
	実績値	利用者数	3	3	1			
		利用量	37	38	9			
	達成率	利用者数	42.9%	42.9%	14.3%			
		利用量	37.0%	36.2%	8.6%			

④就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

【第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	見込量	利用者数					5	10

⑤就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労移行支援	見込量	利用者数	25	26	27	27	27	27
		利用量	450	455	460	460	460	460
	実績値	利用者数	20	19	20			
		利用量	336	308	340			
	達成率	利用者数	80.0%	73.1%	74.1%			
		利用量	74.7%	67.7%	73.9%			

⑥就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障害者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労継続支援A型	見込量	利用者数	55	60	65	70	75	80
		利用量	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
	実績値	利用者数	57	61	67			
		利用量	1,096	1,170	1,341			
	達成率	利用者数	103.6%	101.7%	103.1%			
		利用量	99.6%	97.5%	103.2%			

⑦就労継続支援B型

年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援 B型	見 込 量	利用者数	185	188	194	230	240	250
		利用量	3,300	3,400	3,500	4,100	4,300	4,500
	実 績 値	利用者数	199	208	220			
		利用量	3,569	3,721	4,022			
	達 成 率	利用者数	107.6%	110.6%	113.4%			
		利用量	108.2%	109.4%	114.9%			

⑧就労定着支援

一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労定着支援	見 込 量	利用者数	8	9	10	6	7	8
		実績値	6	4	4			
	達 成 率	利用者数	75.0%	44.4%	40.0%			

⑨療養介護

医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
療養介護	見 込 量	利用者数	5	5	5	6	6	6
	実 績 値	利用者数	5	6	6			
	達 成 率	利用者数	100.0%	120.0%	120.0%			

⑩短期入所（ショートステイ）

居宅において、介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
短期入所	見 込 量	利用者数	55	56	57	60	65	70
		利用量	550	560	570	540	590	630
	実 績 値	利用者数	48	42	63			
		利用量	491	444	554			
	達 成 率	利用者数	87.3%	75.0%	110.5%			
		利用量	89.3%	79.3%	97.2%			

日中活動系サービスの今後の方策

- ・日中活動系サービスの利用を希望する障害者に対し、適切にサービスを提供していくために、利用者ニーズを的確に把握した上で、今後見込まれる特別支援学校の卒業者や地域生活へ移行する精神障害者等の新規増を勘案し、各事業所とのさらなる連携体制の充実を図っていきます。
また、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう、近隣市町とも連携しながら、市の枠を超えて利用しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	見 込 量	利用者数	2	4	6	2	2	2
	実 績 値	利用者数	0	0	0			
	達 成 率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

② 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	見 込 量	利用者数	95	96	97	120	125	130
	実 績 値	利用者数	99	112	117			
	達 成 率	利用者数	104.2%	116.7%	120.6%			

③施設入所支援

施設に入所する必要がある障害者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の日常生活上の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
施設入所支援	見込量	利用者数	103	101	100	100	100	100
	実績値	利用者数	105	102	100			
	達成率	利用者数	101.9%	101.0%	100.0%			

居住系サービスの今後の方策

- ・地域での生活を望む障害者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつとなっています。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、施設入所が必要な方に対し、適切に対応していきます。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援

計画相談支援は、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいいます。利用する障害福祉サービス等の内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行うもので、サービスを利用するすべての障害者が対象となります。また、一定期間ごとの見直し、事業者等との連絡調整などを行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	見込量	利用者数	50	51	52	70	75	80
	実績値	利用者数	61	57	63			
	達成率	利用者数	122.0%	111.8%	121.2%			

②地域移行支援

施設・精神科病院に入所・入院している障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	見込量	利用者数	0	1	1	1	2	3
	実績値	利用者数	0	1	1			
	達成率	利用者数	—	100.0%	100.0%			

③地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域定着支援	見込量	利用者数	2	2	1	2	3	4
	実績値	利用者数	2	2	1			
	達成率	利用者数	100.0%	100.0%	100.0%			

相談支援サービスの今後の方策

- ・相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できるような環境をつくることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実施及びモニタリングができるよう、相談支援専門員の養成や体制の充実に努め、地域自立支援協議会で検証していきます。

(5) 障害児支援サービス

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	見込量	利用者数	50	51	52	76	77	78
		利用量	390	400	410	690	700	710
	実績値	利用者数	65	72	75			
		利用量	600	673	680			
	達成率	利用者数	130.0%	141.2%	144.2%			
		利用量	153.8%	168.3%	165.9%			

② 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
放課後等デイサービス	見込量	利用者数	130	135	140	215	220	225
		利用量	1,500	1,550	1,600	2,400	2,450	2,500
	実績値	利用者数	163	190	210			
		利用量	1,926	2,177	2,373			
	達成率	利用者数	125.4%	140.7%	150.0%			
		利用量	128.4%	140.5%	148.3%			

③保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用者数	4	4	4	4	4	4
		利用量	4	4	4	4	4	4
	実 績 値	利用者数	2	4	3			
		利用量	3	4	3			
	達 成 率	利用者数	50.0%	100.0%	75.0%			
		利用量	75.0%	100.0%	75.0%			

④障害児相談支援

障害児相談支援は、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいいます。利用する障害児通所支援の種類及び内容などを定めた障害児支援利用計画を作成するもので、障害児通所支援を利用するすべての児童が対象となります。また、一定期間ごとの見直し、事業者等との連絡調整などを行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支 援	見 込 量	利用者数	19	22	26	36	40	45
	実 績 値	利用者数	18	27	33			
	達 成 率	利用者数	94.7%	122.7%	126.9%			

障害児支援サービスの今後の方策

- ・ 障害児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携して相談支援を実施し、サービスの充実に努めるとともに、障害児相談支援事業者と連携して情報共有と資質向上を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

福祉教育や広報周知により啓発活動（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行い、障害のある方に対する理解を深めるための事業を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

障害者や家族等の相談に対して、必要な制度やサービス等の情報提供、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

本市では、社会福祉法人等の3法人に委託し、「大田原市障害者相談支援センター（身体障害、知的障害、精神障害）」及び「地域生活支援センターゆずり葉（主に精神障害）」で実施しています。

【第6期見込量、実績値／第7期見込量】

（単位：箇所、実施の有無）

区 分		第6期利用実績 （令和5年度は実績見込）			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	見込量	2	3	3	3	3	3
	実績値	2	2	3			
基幹相談支援センター 一等機能強化事業	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
住宅入居等支援事業	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障害、精神障害などの理由によって判断能力に欠ける又は不十分な方に対し、成年後見制度の利用支援を行うことにより、障害のある方の権利擁護を図ります。

成年後見制度の利用については、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料、郵便料）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績値	1	1	1			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：箇所)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込量				1	1	1
	実績値						
	達成率						

(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションが図れるよう支援します。また、要約筆記者の養成講座を開催し、要約筆記者を養成します。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	見込量	10	10	10	10	10	10
	実績値	9	9	9			
	達成率	90.0%	90.0%	90.0%			

(7) 日常生活用具給付事業

障害者等が日常生活上の便宜を図るための用具である日常生活用具の購入や住宅改修をする際に、障害者等にその購入費用等の一部を日常生活用具費として給付することにより、障害者等の日常生活の支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	見込量	3	3	3	9	9	9
	自立生活支援用具	8	8	8	8	8	8	
	在宅療養等支援用具	11	11	11	14	14	14	
	情報・意思疎通支援用具	10	10	10	12	12	12	
	排泄管理支援用具	1,900	1,900	1,900	2,454	2,540	2,626	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3	3	3	4	4	4	
	計	1,935	1,935	1,935	2,501	2,587	2,673	
	介護・訓練支援用具	実績値	9	6	9			
	自立生活支援用具	5	6	8				
	在宅療養等支援用具	9	14	14				
	情報・意思疎通支援用具	12	12	12				
	排泄管理支援用具	2,165	2,290	2,368				
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5	1	4				
	計	2,205	2,329	2,415				
	介護・訓練支援用具	達成率	300.0%	200.0%	300.0%			
	自立生活支援用具	62.5%	75.0%	100.0%				
	在宅療養等支援用具	81.8%	127.3%	127.3%				
	情報・意思疎通支援用具	120.0%	120.0%	120.0%				
	排泄管理支援用具	113.9%	120.5%	124.6%				
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	166.7%	33.3%	133.3%				
	計	114.0%	120.4%	124.8%				

(8) 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出に支援が必要な障害者等に対して、ヘルパー等を派遣して移動支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人、時間)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	見 込 量	利用者数	30	30	30	30	30
		時間数	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	実 績 値	利用者数	26	14	20		
		時間数	492	439	450		
	達 成 率	利用者数	86.7%	46.7%	66.7%		
		時間数	35.1%	31.4%	32.1%		

(9) 地域活動支援センター等事業

地域において就労機会を得がたい障害者等に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供するため、地域活動支援センターを設置し、障害者等の状況に応じた支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：箇所、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援 センター	見 込 量	箇所数	8	8	8	6	6
		利用者数	80	80	80	115	115
	実 績 値	箇所数	7	7	6		
		利用者数	96	113	115		
	達 成 率	箇所数	87.5%	87.5%	75.0%		
		利用者数	120.0%	141.3%	143.8%		

(10) その他の事業

①日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練等の支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：箇所、人/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援 事業	見 込 量	箇所数	13	13	13	16	16	16
		利用者数	90	90	90	103	106	109
	実 績 値	箇所数	12	13	15			
		利用者数	92	98	100			
	達 成 率	箇所数	92.3%	100.0%	115.4%			
		利用者数	102.2%	108.9%	111.1%			

②訪問入浴サービス事業

通所困難な重度の障害者等に対し、身体の清潔保持及び心身機能の維持を図るため、居宅を訪問し入浴の支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：箇所、人/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴事業	見 込 量	箇所数	2	2	2	2	2	2
		利用者数	10	10	10	10	10	10
	実 績 値	箇所数	2	2	2			
		利用者数	8	7	7			
	達 成 率	箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	80.0%	70.0%	70.0%			

第 6 章

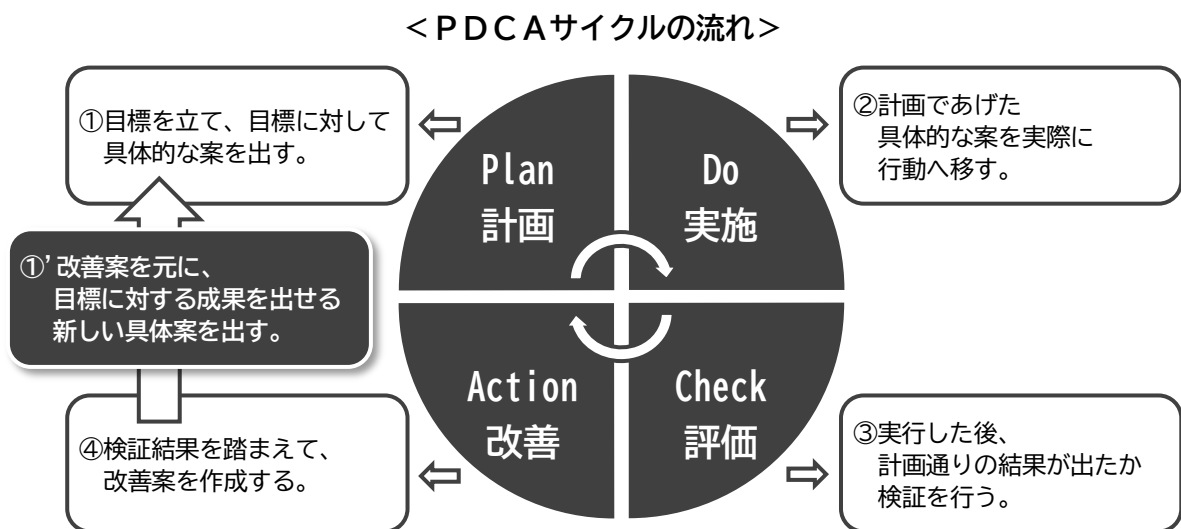
計画の推進体制

1 計画の進捗状況の点検・評価

本計画の進行管理及び評価については、事業者や関係機関によって構成される「大田原市地域自立支援協議会」において行います。

また、庁内関係部局との連絡調整体制を整備し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

計画の着実な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要ですので、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことに加え、計画策定後の適切な評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



資料編

1 大田原市障害者福祉計画策定委員会運営要綱

令和4年3月31日告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定に基づき設置された大田原市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 大田原市地域自立支援協議会運営要綱（令和4年告示第26号）第3条に規定する委員（市職員を除く。）のうち、市長が必要と認める者
- (2) 市職員のうち、総合政策部長、経営管理部長、保健福祉部長及び教育部長の職にある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了した日までとする。

- 2 委員が任期の途中にその職を退いたときは、後任者は、前項に定める任期を引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果について、速やかに市長に報告するものとする。

(部会の設置)

第8条 委員会の検討事項を調査研究するため、大田原市障害者福祉計画検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は保健福祉部長の職にある者を、副部会長は保健福祉部福祉課長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、調査研究した内容について、速やかに委員長に報告しなければならない。

5 部会の運営は、委員会の例による。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

部会委員	保健福祉部長 保健福祉部福祉課長 保健福祉部健康政策課成人健康係長 保健福祉部福祉課社会福祉係長 保健福祉部福祉課障害支援係長 保健福祉部福祉課障害福祉係長 保健福祉部子ども幸福課子ども家庭相談係長 保健福祉部子ども幸福課母子健康係長 保健福祉部高齢者幸福課高齢支援係長 保健福祉部高齢者幸福課介護サービス係長 保健福祉部高齢者幸福課地域支援係長
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■大田原市障害者福祉計画策定委員会 委員名簿

種別	No.	所 属	氏 名	備考
障害者関係機関・団体・障害者福祉施設等	1	大田原市障がい児者等保護者会	和 久 千夏子	
	2	那須共育学園	菊 地 達 美	
	3	大田原地区医師会	西 田 三 郎	
	4	大田原市民生委員児童委員協議会	青龍寺 弘 範	
	5	大田原市ボランティア連絡協議会	廣 瀬 貞 子	
	6	大田原公共職業安定所	高 塩 博 行	
	7	県立那須特別支援学校	谷 口 照 子	
	8	県北健康福祉センター	鈴 木 悦 子	
	9	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	村 上 敦 子	
	10	大田原市社会福祉協議会	櫻 岡 賢 治	副委員長
	11	国際医療福祉大学	山 口 佳 子	
	12	栃木県障害者相談支援協働コーディネーター	大 嶋 奈央子	
大田原市職員	13	総合政策部	磯 雅 史	
	14	経営管理部	益 子 和 弘	
	15	保健福祉部	益 子 敦 子	委員長
	16	教育部	君 島 敬	

■大田原市障害者福祉計画検討部会 委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	保健福祉部長	益子 敦子	部会長
2	福祉課長	三輪 律子	副部会長
3	健康政策課成人健康係長	小倉 恵子	
4	福祉課社会福祉係長	伊藤 良之	
5	福祉課障害支援係長	木下 富美子	
6	福祉課障害福祉係長	齋藤 小百合	
7	子ども幸福課子ども家庭相談係長	藤田 賢俊	
8	子ども幸福課母子健康係長	益子 理恵子	
9	高齢者幸福課高齢支援係長	猪瀬 智和	
10	高齢者幸福課介護サービス係長	大久保 優子	
11	高齢者幸福課地域支援係長	田口 仁美	

2 計画策定経過

年月日	内 容
令和4年 10月14日	令和4年度 大田原市地域自立支援協議会（第3回当事者部会） ・「福祉に関するアンケート調査」について
11月8日	令和4年度 第1回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・第6期計画策定スケジュールについて ・第6期計画策定のためのアンケート調査について
11月10日	令和4年度 第1回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・第6期計画策定スケジュールについて ・第6期計画策定のためのアンケート調査について
12月7日～ 令和5年 1月24日	アンケート調査の実施 ・市内在住の障害のある人 500人（回収率：44.4%）
2月14日	令和4年度 第2回大田原市地域自立支援協議会（全体会） ・大田原市障害者福祉計画策定に係る進捗状況について
8月4日	令和5年度 大田原市地域自立支援協議会（第2回当事者部会） ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について
8月10日	令和5年度 第1回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について
8月23日	令和5年度 第1回大田原市地域自立支援協議会（全体会） ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について
9月14日	令和5年度 第1回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について

年月日	内 容
10月3日	令和5年度 大田原市地域自立支援協議会（第3回当事者部会） ・計画素案（第1章から第5章）について
10月20日	令和5年度 第2回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・計画素案（第1章から第5章）について
11月6日	令和5年度 第2回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・計画素案（第1章から第5章）について
11月27日～ 12月20日	パブリックコメントの実施
令和6年 1月11日	令和5年度 大田原市地域自立支援協議会（第4回当事者部会） ・大田原市障害者福祉計画の校正について ・大田原市障害者福祉計画パブリックコメントの結果について
1月12日	令和5年度 第3回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・大田原市障害者福祉計画の校正について ・大田原市障害者福祉計画パブリックコメントの結果について
1月19日	令和5年度 第3回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・大田原市障害者福祉計画の校正について ・大田原市障害者福祉計画パブリックコメントの結果について
2月7日	令和5年度 第2回大田原市地域自立支援協議会（全体会） ・大田原市障害者福祉計画策定について

3 用語解説

【あ行】

あすてらす	認知症や知的障害など何らかの理由により判断能力が十分でない者を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるように様々な相談に対応しながら福祉サービスの利用援助を行う社会福祉協議会の日常生活自立支援事業。
育成医療	自立支援医療（育成医療）の略。障害者総合支援法に基づき支給認定を受ける制度。身体に障害のある児童又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるものを対象に、指定自立支援医療機関における治療に係る医療費の支給を行うもの。
NPO	Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。行政組織や企業組織とは独立した特定の公益活動を行う。
NPO法人	特定非営利活動法人。法人格を取得したNPOのこと。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトなどをいう。
大田原市障害者相談支援センター	障害者総合支援法に基づき、市町村が委託した事業者等が実施する相談支援事業。障害者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービスの調整などの援助を行う。
大田原市幼保小連絡協議会	市内の幼稚園・保育所・市立小学校及び市福祉・教育行政機関が連携を推進することによって、子どもたちの総合的な支援体制を整備するための組織。
おもいやり駐車スペース	栃木県が行っている事業で、障害や病気、出産等により外出時に配慮を要する方のために確保されている駐車スペース。

【か行】

学習障害（LD）	Learning Disabilities 又は Learning Disorders の略。全般的な知的の大きな遅れはみられないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの特定の技能の習得に困難が生じる状態のこと。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業。
ケアマネジメント	利用者が本人の意向に沿った地域生活を実現するために、生活課題（ニーズ）と社会資源とを結びつけ調整を図るプロセスのこと。

県北健康福祉センター	地域の保健衛生と健康に携わる保健所と生活保護や児童福祉に携わる福祉事務所の機能を併せ持った、県北地域を管轄する栃木県の施設。
県北児童相談所	関係機関と役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他から相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした県北地域を管轄する栃木県の施設。
権利擁護事業	知的・精神障害者や認知症の高齢者などの判断能力が十分でない者の人権・権利を擁護するための事業で、日常生活自立支援事業などのことを指す。
高次脳機能障害	事故や疾病等を理由として脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、物事の段取りが立てられない遂行機能障害、感情や欲求が抑えられない社会的行動障害など、日常生活又は社会生活に制約がある状態のこと。
更生医療	自立支援医療（更生医療）の略。障害者総合支援法に基づく制度。身体障害者福祉法に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し提供される。更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
個別の教育支援計画	発達障害等いろいろな課題をもち、支援を必要とする幼児児童生徒に対し、乳幼児期から就労の段階まで保健・福祉・医療・教育との連携を図りながら、一人ひとりのニーズに合わせて特別な支援教育等を一貫して行う計画。

【さ行】

作業療法	リハビリテーションの一種。身体又は精神に障害のある者に対し、職業的・社会的・個人的及び家庭的環境のニーズを満たすことを目的に、身体機能の回復や残存能力を最大限に活用できるよう、様々な作業活動を用いて治療・指導及び援助を行うこと。国家資格である作業療法士（OT）が従事する。
児童委員 （主任児童委員）	地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるように、関係機関との連絡調整を行う者。民生委員が兼任する。また、主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

自閉スペクトラム症	主に社会的なコミュニケーションの困難さや空間・人・特定の行動に対する強いこだわりがあるなど、多種多様な障害特性がみられる発達障害のひとつ。この障害特性により、日常生活や社会生活において困難さを感じることもある。
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする組織。ケアマネジメントを基盤とした総合支援、在宅福祉サービスの実施と推進、住民参加の地域福祉活動の推進などを行っている。
社会福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格。福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担っている。
障害児	児童福祉法に規定する障害児（満 18 歳に満たない者）。
障害者	身体障害者福祉法にいう身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者のうち 18 歳以上である者の総称。
障害者支援施設	障害者に対し、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う施設。
障害者社会参加推進センター	障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自身によるいろいろな社会参加促進事業を実施して、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的とした組織。
障害者週間	障害者基本法に定められた、12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間。障害者福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。
障害者就業・生活支援センター	障害者に対して就業支援や生活支援を行い、事業主に対しては障害者雇用の相談や雇用にあたってのサポート・情報提供を行う機関。
障害者総合支援法	障害者基本法の理念に沿って、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とした法律。
障害福祉サービス事業者	障害者総合支援法に定める居宅介護や重度訪問介護などの障害福祉サービスを行う事業者。指定障害福祉サービス事業者と基準該当事業者に分かれる。
児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所したあとは相談を受けるなどの援助を行う施設。

自立支援医療	指定された医療機関で、指定された障害を持つ者が、指定された医療行為を受けるときに医療費の一部を公費負担にすることができる制度。育成医療、更生医療、精神通院医療がある。
身体障害者	身体障害者福祉法に規定され、身体上の障害がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者福祉法別表に定める身体障害の範囲・程度に該当する者に対し、当該障害者の申請に基づいて交付されるもの。都道府県知事の指定する医師の診断書・意見書を添付して都道府県知事に申請する。程度に応じて 1 級～6 級までの障害等級が記載される。
身体障害者補助犬	身体障害者補助犬法に基づいて認定された、身体障害者の自立社会参加の支援ができるよう、特別な訓練を受けた犬。視覚障害者を補助する盲導犬、肢体不自由者を補助する介助犬、聴覚障害者を補助する聴導犬がある。
心理判定員	児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所等で心理的な診断や援助を行う専門職。
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定され、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された制度で、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、平成 7 年の精神保健福祉法改正時に創設された手帳。1 級～3 級までの等級がある。
精神通院医療	自立支援医療（精神通院医療）の略。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する症状にあるものに対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給するもの。
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づいて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を持って、精神科病院その他医療施設で医療行為を受けている者や、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用及び社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者。
精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定められた精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために設置された機関。

成年後見制度	認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。
相互支援	ピアサポート。同じような立場の者が互いに助け合うこと。相談に重点を置いたものを特にピアカウンセリングという。

【た行】

第三者評価	福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するために行われる評価。事業者や利用者以外の第三者が客観的・専門的に評価をすることで、事業者が自らの課題を具体的に把握しサービスの向上に向けた支援を目的とするとともに、評価結果を利用者に公表することで利用者が自らのニーズに適した事業者を選択しやすくする。
地域自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関する連携体制を構築するために中核的な役割を果たす組織。
地域生活支援センター ゆずり葉	障害者等が社会との交流を進めるために創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所で、市の委託を受けて相談支援事業（精神障害）も実施している。
地域福祉計画	地域の課題解決に向けて、行政や各種団体住民が活動するための基本的な考え方を示した基本計画。
地域生活支援拠点事業	障害者の高齢化や重度化、高齢化する介護者等を見据えつつ、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために緊急時の短期入所の受入れと、グループホームの体験入所を行う。
知的障害者	発達期（概ね18歳未満）までに生じた知的機能の障害により、認知能力（理解、判断、思考、記憶、知覚）がとどまっている状態。
デイケア施設	回復途上にある精神障害者に対して、通所による利用を通じて、適正な医学的管理のもとに生活指導及び作業指導等を行い、円滑な社会復帰を図ることを目的とする施設。
デイサービス	在宅の障害者に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。
デイジー	視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。
特定非営利活動法人	「NPO法人」の項を参照。
特別支援学校	障害児等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

特別支援教育	障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支持するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
栃木県障害者スポーツ協会	障害者スポーツの振興を通して、障害者の健康の増進と社会参加の促進、生きがいのある豊かな生活の実現を支援する。同時に、障害がある人となない人のスポーツを通じた交流を進め、相互理解を深めて、地域社会におけるノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする協会。
栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」	発達障害者支援法に基づき、(1)発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行い、(2)発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行い、(3)医療、保険、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに、これに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行い、(4)発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整などを行う、栃木県の機関。
とちぎ権利擁護センター「あすてらす」	「あすてらす」の項を参照。
とちぎ歯の健康センター	栃木県民が歯や口について正しい知識と理解を持っていつまでも自分の歯を守り、健康に過ごせるよう支援する。栃木県歯科医師会が栃木県の委託を受け運営している。
栃木県障害者総合相談所	障害を持つ方々の相談や判定を行う県の機関で、障害者の自立と社会参加を促進する。

【な行】

難病	難病対策要綱において「(1)原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性的で、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。
日常生活自立支援事業	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。大田原市ではあすてらすで行っている。
ノンステップバス	地面と床面との段差を低くし、出入り口の段差をなくした乗降が比較的容易なバス。

【は行】

発達障害	発達障害者支援法において自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する者として政令で定める障害。
バリアフリー	社会生活上の障壁が除去された状態。身体障害においては段差解消や点字ブロックの敷設などがなされた状態。
ハローワーク	職業安定法に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために国が設置した機関。
ピアカウンセリング	「相互支援」の項を参照。
補装具	障害者総合支援法において「身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものであり、義肢、装具、車いす、その他厚生労働大臣が定めるもの」と定義されている用具。
ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をするもの。

【ま行】

民生委員	民生委員法に基づく社会福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行う民間の奉仕者であり、児童委員を兼ねる。
------	----------------------------------------------------------------------------------------

【や行】

要約筆記	聴覚障害者への情報保障の手段の一つで、話している内容を要約し文字として伝えること。
------	-------------------------------------------

【ら行】

ライフサイクル	人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。
理学療法	身体に障害のある者に対し、運動療法・物理療法などの手段を用いて動作能力の回復や疼痛の改善を図る治療法。

リハビリテーション	障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。主に理学療法、作業療法、言語聴覚療法などがある。
療育手帳	療育手帳制度に基づいて児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付される手帳。栃木県では程度に応じてA1、A2、B1、B2の4段階がある。
療養介護	介護給付の一つ。医療の必要な障害者で常に介護が必要な者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をする事業。

第6期大田原市障害者福祉計画
第7期大田原市障害福祉計画
第3期大田原市障害児福祉計画

令和6年3月

発行：大田原市

編集：大田原市 保健福祉部 福祉課

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-23-8954

FAX：0287-23-1389

URL：<https://www.city.ohawara.tochigi.jp/>